

平成17年第2回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第1日目)

平成17年6月21日(火曜日)

午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第31号 平成17年度訓子府町一般会計補正予算(第2号)について
- 第5 議案第32号 平成17年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 第6 議案第33号 平成17年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第7 一般質問

出席議員（14名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|-----|-----|----|----|---|
| 1番 | 田中 | 與士 | 信君 | 2番 | 安藤 | 義昭 | 君 |
| 3番 | 渡邊 | 守彦 | 君 | 4番 | 山本 | 朝英 | 君 |
| 5番 | 松浦 | 啓博 | 君 | 6番 | 大坪 | 勝廣 | 君 |
| 7番 | 柴田 | 喜八 | 君 | 8番 | 小坂 | 正利 | 君 |
| 9番 | 上原 | 豊茂 | 君 | 10番 | 高橋 | 徳男 | 君 |
| 11番 | 佐藤 | 静基 | 君 | 12番 | 小林 | 一甫 | 君 |
| 13番 | 渡邊 | 易右 | 工門君 | 14番 | 橋本 | 憲治 | 君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | | | | |
|----------|---|-----|----|----|
| 町 | 長 | 深見 | 定雄 | 君 |
| 助 | 役 | 宮川 | 伊三 | 男君 |
| 総務課 | 長 | 山田 | 日出 | 夫君 |
| 企画財政課 | 長 | 佐藤 | 正好 | 君 |
| 町民課 | 長 | 山川 | 栄二 | 君 |
| 福祉保健課 | 長 | 佐藤 | 純一 | 君 |
| 農林商工課 | 長 | 山内 | 啓伸 | 君 |
| 建設課 | 長 | 竹村 | 治実 | 君 |
| 水道課 | 長 | 竹村 | 治実 | 君 |
| 施設車両課 | 長 | 小田 | 藤夫 | 君 |
| 教育 | 長 | 小野 | 茂 | 君 |
| 管理課 | 長 | 平塚 | 晴康 | 君 |
| 社会教育課 | 長 | 佐藤 | 明美 | 君 |
| 教育委員 | 長 | 白崎 | 隆誠 | 君 |
| 農業委員会 | 長 | 鳥山 | 勝見 | 君 |
| 監査委員 | | 四十物 | 義雄 | 君 |
| 農業委員会事務局 | 長 | 菅野 | 宏 | 君 |
| 出納室 | 長 | 菊池 | 一春 | 君 |

職務のため出席した事務局職員

| | | | | |
|-------|----|----|----|---|
| 議会事務局 | 長 | 小野 | 良次 | 君 |
| 議会事務局 | 係長 | 今田 | 和則 | 君 |

開会の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さんおはようございます。

定刻になりました。

ただいまから、平成17年第2回訓子府町議会定例会を開催いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、久原選挙管理委員長から、欠席の報告がありました。

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（柴田喜八君） 日程に入るに先だち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が3件であります。その他、議会推せんの農業委員会委員の推せん、請願2件、報告3件のほか、議員の派遣、所管事務調査などがあります。

以上であります。

議長（柴田喜八君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（柴田喜八君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、1番、田中與士信君、2番、安藤義昭君、3番、渡邊守彦君、4番、山本朝英君を指名いたします。

会期の決定

議長（柴田喜八君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月23日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定しました。

ここで議員と説明員の皆さんに申し上げます。今日も温度が上がりそうなので、上着を脱ぐことを許可いたします。

行政報告

議長（柴田喜八君） 日程第3、深見町長から行政報告がありますので、この際発言を許します。

町長。

町長（深見定雄君） ただいまお許しをいただきました行政報告に先立ちまして、本定例会の招集のご挨拶を申し上げます。

本日、平成17年第2回定例町議会をご召集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会に提案しています概要を申し述べまして、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

最初に平成17年度各会計補正予算案についてであります。一般会計におきましては、その主なものといたしまして、総務費では公館設置費補助金の追加を。民生費では北見市立マザーズ・ホーム通園療育指導訓練委託料などの追加を、衛生費では代替保健士の配置にかかる賃金の追加を。農林水産業費では、直轄明渠排水事業の繰上償還に伴う負担金及び下水道特別会計繰出金の追加を。消防費では、新規採用職員にかかる経費の追加を。教育費では、教職員の加配措置に伴い臨時講師の配置をやめたことによる経費の減額を提案させていただいております。その結果、一般会計で総額4,729万7,000円の追加補正を提案させていただいております。老人保健特別会計では、一般会計繰出金及び社会保険診療報酬支払基金の医療費交付金償還金253万1,000円の追加補正を。下水道事業特別会計では、個別排水処理施設整備事業測量設計業務及び浄化槽設備工事費など1,287万7,000円の追加補正の提案をしています。

次に、平成17年7月19日で任期満了となる農業委員会委員のうち、学識経験を有する者を町議会に推せんいただく議案を提案させていただいております。

なお、6月16日指名競争入札を執行し、仮契約を結んでいる末広団地公営住宅新築工事その1請負契約の締結について、同意をいただく議案を追加提案させていただきます。

報告につきましては、平成16年度一般会計予算の繰越明許費及び訓子府町土地開発公社の平成16年度経営状況等について報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

詳細につきましては、助役あるいは担当課長から説明させますので、ご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、本定例会招集のご挨拶といたします。

引き続きまして、お手元に配付させていただいております行政報告を申し上げます。

はじめに、ふるさと銀河線の廃止に伴うバス転換についてであります。鉄道廃止後におけるバスの運行をより便利なものにするため、町民の皆様からご意見・ご要望をお聞きしているところであり、現在、60名を越える方から数多くの要望等が寄せられております。

その中には、訓子府駅と日ノ出駅のバス停新設や通学用快速バスの運行のほか、利用者の安全確保を図るためのバスベイの設置など、今後、急速に取り組みが必要なものが出されております。

町としましては、今月24日に各種公職者及び関係団体の代表者等で構成する「訓子府町バス転換検討協議会」を開催し、意見集約したうえで、今月10日に設置された北海道運輸局主催の「ふるさと銀河線代替交通確保協議会」及び、今月5日に設置された北海道主催の「ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会」に臨んでまいりたいと考えております。

北海道運輸局主催の協議会につきましては、北海道運輸局長、北海道知事、沿線1市6

町の首長、北海道警察本部長、北海道開発局長のほか、北海道ちほく高原鉄道株式会社、北海道北見バス株式会社、十勝バス株式会社の各代表取締役社長が委員となり、主にふるさと銀河線廃止後のバスの運行計画とバス会社の候補決定を行うこととなります。

一方、北海道が主催する「ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会」につきましては、北海道企画振興部長が座長となり、沿線市町の首長、北海道ちほく高原鉄道株式会社の専務取締役のほか、網走支庁長と十勝支庁長がオブザーバーとして参加しているものでありますが、主に会社清算に関することや、ちほく高原鉄道経営安定化基金の取り扱いに関する事など、鉄道廃止・バス転換にかかわる様々な課題解決に向けた協議を行うこととしております。

なお、それぞれ協議会そのものは設置されておりますが、具体的協議につきましては、これからという状況になっております。

以上、ふるさと銀河線の廃止に伴うバス転換について、ご報告をさせていただきました。今後バス転換がより便利な町民の足として、未永く運行できるよう取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、町営牧場の一斉入牧について、ご報告申し上げます。

本年度の一斉入牧は、農協、共済組合、普及センターのご指導、ご協力をいただき、5月24日と25日に実施いたしました。

入牧頭数は、昨年に比べ158頭少ない、541頭でございました。これは、本年は低温が続き牧草の育成が遅れたため、3戸が6月に入ってから入牧となったことが主な要因となっております。一斉入牧後、134頭の追加入牧があり、現在のところ675頭となっております。

今後も利用者の協力を得ながら頭数確保に努めますとともに、関係機関、団体のご指導、ご協力をいただきながら、10月の一斉退牧の日を無事迎えられるよう一層努力してまいります。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ただいまの行政報告に対しまして、若干の時間、質疑することを許します。質疑は1人2回に制限いたします。ご質疑ございませんか。

1番、田中與士信君。

1番（田中與士信君） 最初の銀河線の廃止に伴うバス転換のことについて聞きたいのですけれども、まだ具体的にバス転換にあたってどんなことになるかということ、協議をするに至っていないというような状況のようなのですけれども、すでに町民の方からは60名にものぼる要望が出されているというような報告がありましたので、伺いたいのですけれども、まず具体的な展開にあたっての具体的な協議や検討組織を先ほどの話によりまずと、公職者あるいは関係者をもって組織されるような説明だったと思います。それでちょっと聞きたいのですけれども、関係者と言えどどこを指すのかわかりませんが、私は現在利用されている当事者をぜひこの協議の中に加えてもらいたいなど。しかも、意見表明の機会を与えるとともに、その人たちの意見を注視すべきでないかと。このように思うのですけれども、そこら辺の状況を現在どんなふうに構想しているのか伺いたい。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま訓子府町のバス転換検討協議会の関係でお尋ね

をいただきました。

今回の町内で行います検討協議会につきましては、広く公職の方、あるいは団体の代表者、中にはそれぞれ高校のPTAの訓子府支部の代表の方とか、そういった方も含まれております。今回、この協議会にあたりまして、一応基本的には公開を前提としております。公開ですから当然傍聴の方がいらっしゃるし、傍聴の方については、この協議会の要綱の中でオブザーバーというような位置づけをしまして、自由に発言をしていただくということを考えてございます。

今回60名の方からいろんな意見・ご要望をいただいております。中には高校生の方からのご意見も相当数ありまして、系統的に見てきますとおおむね想定できるような事項がほとんどでございましたので、そういったものも、これから今度24日に行います協議会の中で、一つひとつ町としての意見集約をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

1番、田中與土信君。

1番（田中與土信君） 町の検討協議会は公開をすると、そして、傍聴人にもオブザーバーとして発言の機会を与えるというのですかね。そんなようなことだったのですけれども、物理的に結構難しいこともあるのかもしれないけれども、とにかく現在利用している方が廃止、バス転換とともに鉄道がなくなるということを経験するわけですね。そういう点から言いますと、なるべくやっぱりそういう人がこれらの会議の直接の委員として出れると。そういう中で育成を見ると言いますか、そういう機会も必要なのではないかと。そのように私は考えています。

PTAのちょっと話もありましたけれども、基本的には公職者にしても、その関係者の父母にしても、だいたいあまり銀河線利用しないケースが圧倒的に多いと言いますか、そういうことから考えますとあまり愛着もないでしょうし、必要なだけ残してもらえないと。やっぱりそういう状況におかれてる人たちが、少なくともそれらについてどう考えるかと。どういうものを廃線にあたって臨むのかというようなことで、意見を聞ける、あるいは委員として委嘱をできると。たぶん引き受けてくれる人もいるのではないかと思うのですよね、高校生の中でも。そんなたぶん努力してないと思うのですけれども、あまりその簡単に手軽に物事を考えないで、そういうのも含めて手間暇かかりますけれども、やってみる必要あるのではないかと思うのですけれども、どうですか。私は昔、池北線利用した経緯ありますけれども、正直言っていざなくなるということになりますと考え深いものがありますよね。それと同じで当事者ですから、少なくともそういう配慮してほしいなと思うのですがどうですか。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま訓子府町のバス転換検討協議会の中に、実際に利用されている高校生の方も入れるべきでないかというご意見をいただきました。現時点では先ほどお話ししたとおり、高校生については入ってございません。ただ、駅のホームに意見・要望書を置く箱なども置きまして、実際には高校生の方からいろんな意見いただいております。中にはコンビニがほしいだとか、ちょっとどちらかというとな本来の交通手段という部分での回答というのは非常に少ない部分もあったのですけれども、ただいず

れにしても、銀河線がなくなったけれども「バス転換になってかえって便利になったね」と言われるようなものを私どもは目指しておりますので、これからもこの協議会1回で終わりませんから折りを見て、また高校生たちの意見も聞くようなことも考えてまいりたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 6番、大坪勝廣君。

6番（大坪勝廣君） 銀河線は残念なことにもう廃止が決定し、すでにバス転換ということで、これからいろいろ要望聞いたりしているような段階にあります。

従って、これは北海道がおよそこの銀河線のこの大半の、半分ですか、大株主であります。従って、このバス転換に伴っているいろいろ新聞にも報道されておりますが、これからの運賃等も結構高くなるのではないかと予想もされております。そういう場合は、学生等に対しては、各自治体が運賃の補助するとかってというような傾向が、今まではそういう傾向がございました。大株主である北海道が、どの程度このバス転換に対しての主体性をもって、この過疎の歯止めのためにも、道がどの程度の予算繰り出してくれるのか、あるいは転換補助金というものが望まれるのか。そこら辺をお聞きしたいと思いますし、また道の考え方がそういう考え方にない場合は、要望をすべきでないか。国・道に対しての要望すべきでないかと私は思うのでありますが、かなり運賃も高くなるように報道されております。ここで各自治体だけが負担をするのではなくし、補助をするのでなくして、これ道の責任においても、当然やるべきでないかかと。過疎を食い止めるためにも、必要でないかなという感じをいたすのでありますが、そこら辺の協議会において、そこら辺のご検討、要望などなされたかどうか、お聞きをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいまバス転換に伴います運賃の差額補助の関係で、お尋ねをいただきました。これはどちらかと言いますと、沿線の自治体等の連絡協議会と、北海道と沿線1市6町の首長、あと会社が入っているものですが、その中で第1基金の処分についての協議というのが行われております。まだ、結論には達しておりませんが、北海道としてはその第1基金の用途として、鉄道の撤去費用あるいはバスの初期投資、それとバスの定期利用者の差額助成と。この大きく3つを中心に考えているようにございます。その背景としましては、これはバス転換によりますと、当然お客様が減ると。そして、運賃も高くなりますから、その運賃の助成をしなければ、なおいっそう減ってしまって、最後にはバスも赤字になりますと、当然廃止というようなことにもなりかねないと。そうした状況から、このバス転換後のバスは未永く走らすということを前提に考えると、差額助成は必要だというようなことで、道のほうではお話をしております。具体的な差額助成の金額ですとか、期間ですとかにつきましては、今後、この沿線の協議会の中で協議されていくことになってございます。

大株主の道がという話でございまして、この第1基金の拠出の割合で申しますと、北海道につきましては、第1基金の75.2%、36億6,700万円を拠出してございます。全体の第1基金の元金48億7,700万ですからほとんどになるわけです。北海道としましては、基本的にこのお金は今後の地方交通対策として、沿線ですべて使っていただいて結構だというお話でございまして、ただ改めて転換補助金とかというものに、道の一般財源をさいて手立てするということは考えていないと。あくまでも第1基金の枠の中で、支援を

してまいりたいということでございます。

以上です。

議長（柴田喜八君） 6番、大坪勝廣君。

6番（大坪勝廣君） ただいま課長の答弁があったとおり、一番やっぱり心配されるのはその辺だと思うのですよね。利用者が少なくなる、最後は今の銀河線と同じように廃止になってしまったというようなことを悪いことだけ考えますと、これは最終的にはどうなってしまうの、そういうことを議論されたと思うのですけれども、やはり道のように強く話を突き付けて、大株主の道に責任と言いますか、この運営はバス転換を押し通したわけですから、これは徹底して沿線が道に要望を出すべきであると私は思うのであります。ややもするとバスも廃止になる場合もある。これも個人企業になりますと、採算のならないところは切るわけですから、ですからそういう心配は必ず出てくると思います。そこら辺は一つがっちり道のほうにすべきでないかと、私は思うのであります。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） まさにおっしゃるとおりございまして、原点に戻れば、本当は銀河線そのものはこのまま存続をさせたいというのは、私どもの思いでありましたけれども、毎年4億円ぐらいの赤字を出していくということになりますと、これを運行継続ということは不可能ということから、バス転換に切り替えざるを得なくなったわけですが、しかし、いずれにしてもこれからもこの沿線にも、俗に言う交通弱者と言われる人たちの通院だとか通学とかそういった移動はあるわけですから、そうした人たちの住みやすさと利便性というものを考えたときには、このバスまでもなくなるような形には絶対できないわけで、なんとかバス転換後、利用増に結びつけるような対策というものも、これは私も沿線自治体としても考えていかなければならないと思いますと同時に、この問題については沿線住民も道民ですので、道に対して厳しく要望してまいりたいと、そのように思えますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

はい。9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） ただいま二人の議員さんからそれぞれのご意見が出てましたけれども、私、先ほど田中議員がおっしゃってありました直接利用者である人たちの委員としての参加を考えるべきでないかという主張については、ぜひそういう方向でもっていくべきだと。楽な方法を選ぶと、いろんなその委員会の運営というのは楽なわけですが、考えてみますと学生をどう確保するか、それも訓子府高校の存続にかかってくるわけですし、住民をどれだけこの町に住んでもらえるのかということになりますと、当然年寄りたちが通院も含めて、安心してここに進んでいけるとそういう認識をもってもらえるような体制づくりということを考えると、何々の代表者という集まりだけでなく、実際に使っているじいちゃん、ばあちゃん、子供たち。その声をどう拾うかということが、先ほどから大坪議員もおっしゃっていましたが、いかにバスの運行中止を起こさないような方向にもっていくかということにつながってくるというふうに思うわけです。

そういう意味では、確かにいろんな形でいろんな人の声を聞くと。その中で、当然その人たちの声も入ってくるんだというところもあろうかと思いますが、利用者直接の声というのは全くその重みが違うと言いますが、当然そういう展開をしてことによって、

その後の利用継続につながっていくというふうに私は思うのです。

そういう意味では、子供たちがと言いますか、学生が自分たちも当然このバス運行の方向を決定する中で、意見を取り上げてもらえるのだと、取り上げてもらったのだという認識こそが、その後の利用増に、維持につながっていくというふうに私は考えるのです。そういう意味では、もちろん年寄りの方も同じですけれども、いかに例えば今の列車ですと、平らな状況で、フラットの状態で乗り降りできるとか、それらに対する要望ですとか、例えば時間の問題ですとか、いろんな問題が出てくると思うのです。それは利用者でなければわからない、望めないことがたくさんあると思いますので、ぜひそういう意味では、その直接利用している人たちの委員としての取り込みを考えていただきたいというふうに思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま訓子府町のバス転換協議会の中に、実際に利用されている方をぜひ参加させるべきだというようなご意見をいただきました。

実際に先ほど田中議員のお答えもしたのですけれども、今回は全町から意見・要望を取りまとめさせていただきます。その中で、ほぼ想定できるような意見・要望というのがだいたいわき出されているのかなというような印象を私どもは受けております。そうした意味で、今回さらにオブザーバーとしての参加も自由にできるような形を確保していますし、決して楽な方法をとるという意味で排除したわけではございませんので、その辺はなんとかご理解をいただきたいと思うのですけれども、実際利用している生徒さんたちの考えもあるのですけれども、それ以上に父母の方の費用負担と言うのですか、そういったものの増加のほうがかかり関心事になっておりますし、そうした面も含めて、今回協議会の中で煮詰めていこうと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） はい。9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今の課長のほうから費用負担する親の方の意見というのが重要になってくるというような意見がありましたけど、私はこの時代、このいろんな状況、社会的な状況を考えて、むしろ子供たちがバスで通うというような決断をするかしないかという方が大きいと、利用増に対しては、そういうふうに感じています。子供の要求が直接送ってくれということにいけば、直接車で送り迎えするということにつながりはしないかと、そういうふうに感じます。そのことが強いては、バス運行継続の問題に発展するのではないかなという心配すらしております。それぞれの立場の人たちをどう取り込むのか、その人たちをどれだけいろんな協議の中で、動きをおくのかということが大事でないかと。そういうふうに感じているのですけれども、その辺についてはたいした問題はないというとらえ方でよろしいのでしょうか。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいまの上原議員からのご質問で、子供さんの考え、あるいはその経費を負担するお父さん、お母さん方の考え、いろいろ複雑にあると思います。そういう中で、例えば今企画財政課長が申し上げた今回の協議会での考え方は、それぞれの広い分野の中でご意見をまずお聞きすると。例えば高校生の方をその協議会の委員に入れたとしても、なかなかの大人の方がたくさんいる中での発言というのは、子供さんにとっては非常に発言のしにくい部分もあるだろうということも含めて、アンケートあるいは先

ほど申しあげましたように、駅に意見を入れる施設などを配置して、子供さん方のご意見も伺っております。

今度の協議会の中では、オブザーバーという一つ範囲を広げた中でのご意見も伺うことにしておりますし、今後の協議の中で、高校生のみなさんあるいはお年寄りの方々の利用されている方の直接の意見がさらに必要だということになれば、その子供あるいはお年寄りのその組織の中と言いますか、例えば学校にてある程度の時間を使っての子供さんのご意見を聞くことも可能でしょうし、そこら辺も含めて広く意見を聞けるような体制を講じてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

はい。14番、橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） ふるさと銀河線で私も質問したいのですが、もちろんバス転換にかかわって、これから大変重要になってくると思うのですが、それに併せて跡地利用ということや鉄道の撤去費用を前から言われており、試算しましたら31億円何がしがかかるというような話もありますし、そういうことを含めると48億円を消して、今後のバス転換に行く方向性も金額的にも大変なってくるのかなということも考えますと、バス転換と並行に跡地利用をどういうふうにするかということをご検討していただきたいなと思います。その辺のところ1点目。

2点目に、新聞にも載ってましたけれども、北見市と女満別空港をデュアル・モード・ピークル。そういう名前をつなぎたいというようなことが載っておりましたけれども、そういうことになれば、訓子府も置戸までつなぐというよう1市1町でなくて、1市3町になって、それが可能であるのかないのかという、そういう試算も含めて、ぜひ検討していただきたいなと。それがもし可能であれば、今に代わるものができてくるわけですから、なおかつ線路のほかにも走れるというようなお話もございまして、いろいろな観点からぜひ検討を加えていただきたいなと要望して、この2点をまずお伺いします。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） まず1点目に、跡地利用についてもバス転換とあわせて検討すべきでないかというご意見をいただきました。跡地利用につきましては、実際に会社の清算事務というのが、私の聞いているところでは平成19年度いっぱいにかかるのではないかというふうに言われてます。ですから、まだ廃止した後、2カ年間の間に期間がありますので、その中で協議されていくことになるかと思えます。31億円というふうに言われておりますけれども、実際はその中で示されているのは、橋梁としては約19億円と踏切で2億円とか、それぞれ積算されているのですが、実際にこれを処分したときに、今新聞報道等見ますと鉄が相当高く取り引きされているというような状況もございまして、こういった経費が限りなく圧縮できる可能性もあると思えますし、また、これを少しでも圧縮することによって、先ほど言いましたバスの差額助成の財源確保ということも可能になるかと思えますので、ぜひともその方向で私どもとしても、お話をしてみたいというふうに考えております。

2点目にお尋ねいただきましたJRで女満別空港までデュアル・モード・ピークルを走らすということなのですが、これにつきましては1両の定員が28名ということでございます。新聞によりますと2両編成で40人の乗車ということなのですが、実際に

は運転手が2人いるのです。軌道上を走る運転手とバスの営業の2種免許大型持っている運転手さんが2人がいるということもございます。そう考えますと、例えば北見 置戸間で、朝で言いますと156人の方が利用されるという状況を考え、さらにはバス路線が並行して走っているという現状から言いますと、デュアル・モード・ビークルというのはちょっとなじまないのかなというような気はいたしております。これは私どもの私見でございますけれども。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

以上をもって行政報告を終了いたします。

議案第31号、議案第32号、議案第33号

議長（柴田喜八君） この際、日程第4、議案第31号、日程第5、議案第32号、日程第6、議案第33号は、関連する議題なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第31号から順次お願いいたします。

助役。

助役（宮川伊三男君） それでは議案第31号 平成17年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）のご説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。今回の補正は、第1条にありますように、4,729万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ42億2,649万9,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をご提案させていただいております。

2ページにつきましては、歳入歳出、款項別の表でございますので、ご覧をいただきたいと存じます。

次3ページでございますけれども、地方債の追加補正であります。この度、国営土地改良事業に対する地方財政措置の拡充対策として、すでに事業が完了している国営土地改良事業にかかわる市町村負担金について、17年度において繰り上げ償還を希望した場合、その繰上償還する元金については、過疎債が充当されるということでございます。そのようなことから本町におきましては、3ページでございますように、国営訓子府地区直轄明渠排水事業において1,660万円を、国営日の出地区直轄明渠排水事業においては、3,350万円を限度として追加計上したものでございます。

4ページからは事項別明細書になりますが、主なものについてご説明を申し上げます。

（以下、事項別明細書説明、記載省略）

7ページにつきましては、今回の補正を含めた地方債の調書で、下から3段目が合計欄でございます。この欄の1番右側にございます77億427万7,000円が、17年度末の起債未償還元金の見込額となります。

以上が4,729万7,000円を追加とする補正の主な内容でございますので、ご審議ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。議案第

32号 平成17年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第1号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条では、歳入歳出それぞれ253万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億4,253万1,000円とするものであります。

次に9ページは、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますけれども、ご覧をいただくことといたしまして、10ページの事項別明細書によって説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、平成17年度老人保健特別会計の補正予算につきまして、その提案説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(柴田喜八君) 建設課長。

建設課長(竹村治実君) 議案書の12ページをお開き願います。議案第33号 平成17年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ1,287万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億7,507万7,000円とするものであります。

第2条につきましては、地方債の変更でありますので、14ページで説明をさせていただきます。

次に、13ページは款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、その内容につきましては、15ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

次に14ページにつきましては、地方債補正額であります。個別排水事業の設置個数の増により歳入限度額2,750万円を3,670万円に変更するものであり、補正後の起債の方法は補正前と同じ証書借入、利率も5%以内であります。

次に、15ページの歳入歳出予算補正事項別明細書であります。はじめに歳入から説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

次に17ページの地方債の調書であります。17年度末における補正額の元金残高につきましては、合計欄の1番右側に記載のとおり、9億8,077万6,000円となる見込みであります。

以上、平成17年度訓子府町下水道事業特別会計の補正予算について提案を説明させていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(柴田喜八君) 以上で、関連議案3件の提案理由の説明が終わりました。

ここで一般質問は午後1時からということにしておりますので、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午後1時00分

一般質問

議長(柴田喜八君) それでは定刻になりました。休憩を解き会議を継続いたします。

日程第7、一般質問を行います。質問は、通告書の順序により発言を許します。なお、質問は答弁を含めて議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問・答弁されますように希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

1番、田中與士信君。

1番（田中與士信君） この一般質問の通告書をつくるにあたって、ちょっと私のプリンターが調子悪くなりまして、打ち込み終わった後に印刷できないということがわかって、時間がなくて手書きにしたと。しかも、ほんの要点だけにしてしまったというようなことで、たぶん答弁書を準備するほうでもよくわからないと言いますか、理解のしがたい部分もたぶんあったのではないかなと。そんな状況でありますので、最初にお詫びをしておきたいと思います。

それはさておきまして、今後のまちづくりという点で、どのようにまちづくりを進めるかと。前回の議会で、住民参加のまちづくりに足を踏み出したいというようなことでの前向きな姿勢を見せられました。それを受けまして、今回質問の準備をいたしたわけでありましてけれども、基本的には町民は自立への歩みを選択したと。とりあえず選択した。理事者も自立するための方向に行政の舵を切ったと。自立を目指すうえで、欠くことのできない前提条件。これがたくさんあるだろうと私は思っているんですけれども、その中でもポイントになるのが、だいたい6つぐらいかなと。

まず、1つは来年に実際に手をつけなければならないと思われる総合計画、自立にあたってのまちづくりの計画。これの策定があるだろうと。

2つ目には、町の現状認識。将来像を住民と町が共通認識の上に立って、それを共有化するという作業。

それから、こういうような社会情勢ですから、今までのように外に頼ると。外来型から内発型のまちづくり。これに発想を転換するというのも大事なのではないかなと。これについて、またあとから述べたいと思いますけれども。

それから、大事なのは小さいがゆえに取り組める、つくれる町と言いますかね。それを目指す。

それから住民の行政への参加。職員と住民の協力と団結。これらが最も大事な要件になるのではないかなと。私なりに考えました。

まず1点目に伺いたいのは、総合計画の策定に向けて住民参加をどのように進めるのかという点について伺いたいと。

それから2つ目に、地域住民とまちづくりの直接の当事者。町の職員と現在の訓子府町の特徴。特質に対する認識を町民とが、どのように共有するかと。そのようなことから、どんな考えを持っているのか伺いたい。

それから3点目に、住民と職員の関係。住民が職員についての見方、あるいは認識。それから、職員の現在のおかれている状況。これらをどのような状況で認識をしてるかという点について、理事者の現在の見解と言いますかね。状況判断と言いますか、それらについて伺いたい。

4つ目に、住民の行政参加システムと言いますか、あるいは行政の巻き込み。これらをどのように図っていくのかという点について伺いたい。

5つ目に、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、俗に言う外来型ですね。企業誘致、人を呼び込む、公共事業や開発。これらに夢を求めるとのことよりも、今まで町が培ってきた歴史や住民のまとまり、地域としての良さ、あるいは特徴。これらを活かして地域の衰退をどう止めていくのかと。小さいがゆえにできる全員参加。そして、一つの方向性、あるいは哲学を持った身の丈にあったまちづくりというような観点から考えますと、当然産業については、産業政策、第1次産業。これを重視した町になるだろうと。育成するような方法、あるいは視点について伺いたい。

6つ目に、まちづくりの究極の目的と言いますか、これをどのように考えているのかということで、理事者の所見を伺いたい。

7つ目に、町が考える現在の重要な政策課題。これについての認識について伺いたい。

それから8つ目に、今年予算書が一部変更になりました。事業評価、あるいは政策評価ができるような、しやすいような予算書に変えるということで、取り組まれたわけですが、どのように政策評価、給与評価を進めようとしておられるのか伺いたいと。

以上です。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま、住民参加のまちづくりについて、数点にわたり、お尋ねをいただきました。

まず、総合計画策定への住民参加につきまして、お答えいたしたいと思いますが、総合計画の策定にあたっては、広く町民の方に参画していただくことが必要でありますので、審議会の委員の委嘱につきましては、条例で規定する区分に加え、年齢構成なども考慮しながら各種団体や組織の代表者の皆さんにお願いするほか、今回は公募による委員を委嘱することとしております。

このほか、町民アンケートの終了後には、各団体、世代ごとのまちづくり懇談会を開催し、意見集約をしてまいりたいと考えております。

こうした懇談会等を通じ、本町の基幹産業である農業を中心とした各種施策の必要性など異業種間の共通認識を醸成していくことが可能であると考えております。

次に、住民と職員の関係についての現状認識についてであります。住民参加のまちづくりを進めていくうえでは、町政を直接担う町職員の持っている知識と経験を最大限引き出していくことが大事であります。その際、住民の視点でものを見ていくことをも忘れてはならないと考えております。

次に、住民の行政参加についてのお尋ねであります。これにつきましては、本年から手がける総合計画の策定のほか、銀河線の存続や財政問題など、その時々懸案事項について、町民の皆さんに可能な限り情報を提供し、意見交換の場を仕掛けていくことが住民の行政参加への第1歩であると考えております。

次に、第1次産業の育成方法等についてのお尋ねであります。本町の基幹産業は農業でありますので、従来どおり、農業振興のため、農協等の関係機関と連携し、国や道に対し必要な手立てを求めていかなければならないと考えております。

次に、まちづくりの目的についてお尋ねをいただきました。まちづくりの目的は町民が安心して安全に暮らせる基盤づくりであり、ここに住んでいて良かったと思っただけのようなまちづくりが目標であると考えております。

次に、政策課題についてのお尋ねであります。本町においては、議員の皆様のご理解とご協力をいただき、大規模な施設整備は、ほぼ計画どおりに進んでいると思っております。

しかしながら、農業基盤整備については継続し、計画的に実施する必要があるほか、今後、既存の大規模施設の改修や少子高齢化の対応等が必要になると考えますが、詳細については、来年度に策定する第5次訓子府町総合計画の中で明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、政策評価についてのお尋ねであります。3月の定例会の予算審議の中でもお答えしましたが、本年度から事務事業別予算を導入し、事務事業ごとの評価シートによる現状分析を行うこととしており、この中で、事業の効率性や成果などを評価していくこととしております。

この作業につきましては、6月2日に係長会議を開催し、評価シートの作成を指示したところでありますが、まず、職員レベルでの事務事業の検証を行うものであります。

この評価システムにつきましては、毎年度、継続実施して、はじめて効果の表れるものであると考えておりますので、当面は、この事務事業単位の評価に取り組み、その状況を見て、次のステップの評価について検討をしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 今、私が伺いました要件に関して、おのおのお答えをいただいたのですけれども、今後、町が自立を選択して、そういうまちづくりを当面は進めるという点から総合計画の策定に向けた今後の取り組みについての所見と言いますかね。基本的な考え方を明らかにされたのですけれども、訓子府はちょっとそういうふうになるかどうかわかりませんが、長野県の喬木村では、住民自身が自立計画をつくったんですね。本当に必要なものをできるだけ安く、効率的にということ、住民自身が自分たちでその自立計画をつくったと。ですから、これはその本当にその住民視点、住民だけが考えたものですから、提供した情報を元にさらに職員が考えたものより切り込んだと。そういう中でつくられたものだというので、高い評価を受けているというふうに聞いています。これぜひ、訓子府の町が急になるかどうかわかりませんが、そういうことがあるんだということをご参考にしてもらいたいと思うし、もし、問い合わせる機会があったら問い合わせてもらって参考になるかもしれないなと思いますので、紹介しておきます。

まちづくりのプランが過去のバブルの時代、お金がふんだんに用意できる時代から耐乏の時代に入ったと。それで先ほども申し上げましたように、本当に必要なものを時間をかけてつくる、あるいは早く必要なものは早急につくるというようなことで、住民の視点でものが考えることができないとなかなか今の状況ですから予算だけどんどん削られて、住民はどうもその負担感、あるいはそのサービスの低下というものを肌身に感じている状況の中で、町に対する評価も厳しいものになってくるというようなことになってないかと。そういうことから考えますと、住民に行政そのものを知ってもらうと、予算も含めて。

今までは、過去お金のある時代は、「議会に任せておけば」、「議会がチェックすれば」みたいなこともあったように思いますけれども、もうそういう時代でないというふうに思いますので、できるだけそういう意欲的のある人を引っ張り出せるようなまちづくりを進め

ていただきたいし、総合計画の中にその手法を入れていただきたいと思います。そういう点から言いますと、いろいろ反発もあるかもしれませんが、昨年の合併の可否に関する署名運動がありました。若い中核になった人たちは、話のやりとりの中で終始真剣にまちづくりをどうすべきかということを考えてると。そういうふうに見受けましたので、ぜひそのことも参考にさせていただく度量があってほしいなと思いますので、そこら辺についてどう考えてるか伺いたい。

それから、3点目に伺いました住民と職員の関係なのですけれども、最近気になっているのは、町民から聞くのは、その職員の勤務の状況、あるいはその接触の仕方と言いますか、その批判的な状況になってると。一つは、よく考えてみますと今の緊縮財政の中で、なかなか外向きに職員もなれないと。前回のアンケート調査の中にもありましたけれども、職員に対する町民の批判も厳しいと。そういう状況の中で、縮こまっているのでないかと。なかなかその表に出ようとしているのが見えないのでないかと。逆にそれが批判をしていると言いますか、増幅していると言いますか、そんな状況にあるでないかと私はちょっと思っているのですけれども、職員を見る立場と言いますか、使う立場からしたらそこら辺そんなふうに見てないのかどうかですね。そういう問題ありそうな気がするんですけども、それらについて伺いたい。

それから、6つ目のまちづくりの目的なのですけれども、基盤づくりというふうにお答えになりましたけれども、私は基本的にはまちづくりの基本は人づくりだと思ってます。真剣に町を良くしようと。そういう人をどれだけつくれるかということが、いい町をつかったり、いい町の基盤をつくるということにつながるというふうに思っているのですよ。そういう点から言いますと、基本の部分と言いますか、一番大事な基本部分、その部分をどう見るかということで、行政がずいぶん変わるのでないかと思うのですけれども、そこら辺の見解と言いますか、行政を預かるものとしてのその見解と言いますか、そこら辺について間違っていないかと思いますがどうでしょうか。

それから、8点目の政策事業評価なのですけれども、評価シフトの作成について指示をしたということで、近い将来と言いますか、あまり遠くないほぼ何ヵ月かの間に具体的な評価の方法などがある程度明らかになってくると思うのですけれども、なかなかその評価の仕方と言いますと、表に出てくるものと言いますかね。特に数値なんかはわかりやすいんで、それで評価しますと本当に必要なもの、あるいはなくてはならないもの、そういうものが場合によってはなおざりにされるというようなことで、行政効果なども実際目に見えないけれども、例えばパークゴルフが健康増進にずいぶん効果を果たしてる。あるいは医療費の抑制につながってるというような、いろいろなその関連ありますよね。そういう面での一つの例ですけれども、トータルの評価をどれだけ取り入れられるかということが大事なのでないかと思うのですけれども、そんなようなことになるのでしょうか。それについて伺いたい。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 今、大きく4点にわたってのお尋ねをいただきました。1番目と最後に出ました4番目の件について、私の方からお答えをしたいと思います。

まず、審議会の委員の選任にかかることかと思えますけれども、過去のいろんな活動している方の中にも、若い人で積極的にまちづくりに参加したい人がいるということで、そ

ういった方を審議会の委員に選任してはというようなお尋ねだったと思います。今、委員の選任作業をしてる段階なのですけれども、各界各層からそれぞれ今人を人選中でございまして、その中で正直言って公募枠確保するのが非常に厳しいぐらいの今作業を進めている段階であります。現状、今のところ一般公募の委員さんにつきましては、3名以内ということで予定をしております。ですから、そういった積極的な参加を希望される方につきましては、この公募枠を使っていただければというふうに考えております。

それと最後のご質問ありました評価シートとの関係ですけれども、最終的には数値目標を、数値目標と言いましても、現場の数値をまず抑えさせていただいて、これからの判断の基礎にしていくということを考えております。当然評価をしていくわけですけれども、先ほど議員おっしゃいました健康増進ですとか、医療だとか、そういったものを総合的に判断していく場合も必要かと思っております。具体的に、また作業を進んでいく中で、今議員からいただいたご意見も参考にしながら配慮していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 2点目、それから3点目でご質問がございました。

まず、2点目の住民の目から見て、今の職員が内向的と言いますか、表に出ていない面が感じられるというふうにとらえているのではないかというご指摘ございました。同じ職場の人間として、いろいろな立場の形の中で、職員が住民とのかかわりを持つために、活動はしているというふうには思っておりますけれども、ただそれが町民の方々から見て、一時期よりもちょっと消極的な面が見えるというふうに思われてるとすれば、これは反省をしなければならないことだと思っております。ただ、先ほどもいろいろな形の中でというふうに申しあげましたけれども、これは議員もご承知のように、例えば町内会活動なり、あるいは社会教育の活動なり、いろいろな形で町民はそれなりの協力もしているのだらうと思えますし、ただそれだけでいいのかというふうに言われますと、今後、そこら辺も含めて反省をしなければならないことだらうというふうに思っております。

また、3点目のまちづくりの基本。これは先ほど町長の答弁で、農業基盤の整備、あるいは少子高齢化に対応した行政等々でお答えを申しあげましたけれども、議員のおっしゃられるように人づくりということも、これ非常に重要な問題だと思えますし、それらについては満足とは言えないかもしれませんが、その取り組みは進めているつもりでありますけれども、これからもその点に十分配慮しながら行政にあたっていかなければならないというふうに思っておりますので、これからもいろいろと先ほど長野県の例を出して、いろいろ参考になるご意見もいただきました。その人づくりの点についても、またさらにご指導いただければと、そのように思っておりますのでよろしくお願ひしたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 3つ目の住民と職員の関係という点で、これはまあまああることなのですけれども、全体的な批判の目が一定の地域、あるいは領域に集中するようになりますと、そこだけは何となく固まってしまって閉鎖社会になってしまうと。結果的には閉鎖社会になってしまうと一般が見えなくなるというようなことありますので、そういう状況にだけは絶対にならないように、管理者として気をつけていただきたいと思います。

大事なことなので残したのですけれども、5つ目と7つ目について伺いたい。

たぶん現在のまちづくりのうえで、どのように町を発展させるかという点から言いますと、今は先ほど申し上げましたように、企業誘致が簡単にできるような時代でもない。人を簡単に呼び込むことができるような状況でない。たまたま訓子府では住宅政策、宅地政策をとりまして、それで若干その衰退って言いますか、人口の減少にブレーキをかけたという経過ありますけれども、これも次から次へとどんどん続けられるような状況にも今の社会状況ではありませんので、そういう状況などいろいろ考えますと、1番大事なのは今の状況の中で、どうやって地域の衰退の歯止めをかけるかと。そういう点で言いますと、身の丈にあったまちづくりをコツコツするということが大事なのだと思うのですけれども、特に1番そういう点で効果のあるのは、今の社会状況から言いますと、高齢者の介護問題、あるいは児童福祉の関係、これらが雇用を増やしたり、人を定着させると。そういう可能性を1番持ったものだというふうに今の時点では私ちょっと考えるのですけれども、そういう点から言いますと、そこら辺もぜひ産業政策とあわせて重視をしてほしいなと。特に高齢社会後の関係で言いますと、なかなか気がつかないのですけれども、住環境の整備、今は在宅での介護を必要とする家庭での住環境を改善するというところから言いますと、介護保険の一部からの助成と言いますか、制度的にはそれぐらいしかありませんよね。ある程度、住環境を整備するためにお金を使うことによって、例えば施設に偏ると言いますか、規模が。よりも家庭の中で介護を受けるということで、波及効果としていろいろな形で波及する可能性がある。そんなことちょっと考えるのですけれども、そのそういう発想はありませんか。そこら辺について伺いたい。お年寄りを、介護とは別ですけれども、介護を要しない人たちはどうやって人材としてどうやって活用するかと。産業政策の中でですね。そういう着想と言いますか、それも必要なのではないかと。今とにかく高齢化社会という中で、1番元気のいいのもお年寄りですし、1番その人口の比率の高まっているのもお年寄りだと。お年寄りなしに今の時代語れないという時代になったんですけども、そういう点についてどうでしょうか。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいままちづくりの関係で、外来型よりも要するに内部的な活力を生かしたまちづくりで、人口の流出に歯止めをとるということで、大変貴重なご意見をいただきました。

ご意見の中では、高齢者の住環境整備のことも話がございましたけれども、この件については、何日か前の新聞で他の町村でも、市か町で取り組んでいる記事も見たような記憶がございますけれども、これらにつきましては貴重なご意見として、今後のまちづくりに生かしてまいりたいなと。そのように思っておりますし、後段で高齢者の方を活用した産業と言いますか、そういうこともご意見の中にございました。これは高齢者勤労センターもございますけれども、そういう中でいろいろと年寄りの知恵、お力を発揮していただく場もつくってございますけれども、それだけに限らず、今後どのようなことが考えられるのか、またご意見をお伺いながら協議をしてまいりたいと思いますので、これからも一つよろしくお願ひしたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 田中議員が今一般質問の中で心配されている問題というのは、非

常に私どもとしましては大事なことだと思えます。

まさに、特にこの田舎の方では特に少子高齢化が進んでおりまして、こうしたまさに今日本がこれからそうした少子高齢化社会にどう対応していくということが、大事な大きな課題となっているわけですが、我が町にとってもやはり同じような課題があるわけでごさいます、これらに対して私どもといたしまして、やはりしっかりした対応をしていかなければならないというふうに思っております。同時に、またこれからのまちづくりの中ではやはり本町の基幹産業は農業でありますし、農業後継者が自信を持って農業に取り組んでいける環境をつくるということが、私は訓子府町の場合はまちづくりの原点だというふうに思っておりますし、また農業は私は基本的に農家の利益というよりは、むしろ国益という今感覚で見ているところでございます。と申しますのは、前にも申し上げたことがあるかと思えますけれども、日本の人口は2050年に1億60万人まで減ってくるというふうに想定されておりますが、今1億2,760万人ですね。これが2050年には1億60万人までに減るというふうに推計されているわけですが、世界の人口が今64億人が2050年には93億人まで膨れ上がるというふうに推計されている中で、私は日本の食糧基地としての役割を担っている北海道の役割というのは、極めてその時点では重いものになってくると思えます。そういった意味でも、私は農業というのはまさに農家の利益ではなくて国益という感覚を持っておりますし、同時にまた我が町が基幹産業、農業の町でございますから、やはり農業後継者等、本町のこれから町を支える若い人たちがいる子供たちが、自信を持って農業に取り組んでいける環境構築ということを我が私ども自治体としても真剣に考えて対応していかなければならない時代だと。そのように思っているわけでごさいます、そうしたことを背景にしながら、これからの少子高齢化社会に向けて、国は国として対応を当然考えてもらわなければならないわけですが、私ども自治体としても我が町としてどう取り組むのか。議員の皆様方ともよく議論をさせていただき中で、しっかり対応してまいらなければならないと。そのように思っております。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 時間がだんだんなくなりますので、次に移りたいと思えます。

そのほかに、介護保険の関係と障害者自立支援制度について質問の通告をしています。

介護保険の制度も障害者自立支援制度も、現在国会で審議中というような状況にありますけれども、おそらく国会が延長されるということになりますと、成立するだろうと。そういうことを前提に伺いたいんですけれども、介護保険制度について、まず聞きたい。

今度、今は審議中の制度改正の要点と言いますか、ポイントになる部分。

それから現状から見た実務担当者としての、この改正保険制度。これについての問題点について、まず1点伺いたい。

それから2点目は、問題点を問題たぶんあるという認識だと思えますけれども、問題点があるという認識であれば、それを踏まえた地方行政、介護福祉の増進の観点から対策取り組みについて伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 介護保険について、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

まず、1点目の「制度改正の要点、問題点の現状認識について」とのお尋ねでございますが、現在国会で論議されております介護保険法の改正につきましては、大きく分類すると6項目に分けられると認識をしております。このうちの大きなポイントの一つに「予防重視型システムへの転換」があげられます。

これは、要介護状態の軽減、それから悪化防止に効果的な軽度者を対象とする新たな予防給付を創設することとされております。

この新予防給付の創設は、現行の制度上の要支援、要介護1に相当する軽度者の大幅な増加と、軽度者に対するサービスが状態の改善につながっていないという背景がありますが、原則として家事代行型のサービスは行わないなど、利用者の不安が一部には出ているとの報道もあり、注視していかなければならないと考えております。

また、このほか改正につきましては、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立、保険料負担のあり方・運営制度の見直しなどが盛り込まれております。

次に、2点目の「それらを踏まえた取り組みをどのように考えているのか」というお尋ねですが、平成12年4月にスタートした介護保険制度も6年目を迎え、大きく変化してくるものと思いますが、まだ具体的に示されていない項目も多く、現状ではお答えすることができない状況であります。

いずれにいたしましても、今後の動向を見守っていく必要があると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 今のお話からしますと、あまりこれは議論にならないのかなと。正直思うのですけれども、まず特に新聞なども含めて、今報道されている問題点というのは先ほど答弁の中にありました家事介護関係の制限と言いますか、要するに予防介護という形で制限をしていくという。それから施設関係。特に特養ですけれども、ホテルコストが導入される方向になりつつあると。あるいは食事代が入ると。それから利用者負担の減免制度なんですけれども、これは福祉法人の移行次第と言いますか、そのようなことが問題だろうというように報道されていますし言われています。この減免制度も、特養は状況次第で最大50%が減免される可能性があるわけですけれども、老健施設あるいは医療施設、療養型病床群と言いますか、それらは対象外になるというようなことも報道されてます。これらについて、どのように認識しておられるか聞きたい。

それと先ほどの予防介護の関係で、これは導入されるだろうという、そういう認識のようですから聞きたいのですけれども、ケアマネージャーが家事介護が必要だということで、ケアプランをつくと。しかしながら、担当の課が担当しているところがだめだということになりますと、当然先鋭が入ってくるということになるんでないのかなと思うのですけれども、そこら辺がケアマネーのプランどおりに町の実務のうえでは実施できるのかどうかを伺いたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保険課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま介護保険制度の改正につきまして、何点かお尋ねがございました。

まず家事介護についての制限が問題ではないかという話でございますけれども、これにつきましては、一部の不適正なケースの適正化を目指すものであって、家事援助を一律にカ

ットするものではないというふうに使われてますので、特に制度そのものが変わるというふうには考えておりません。

それからホテルコストの導入。食事代につきましては、在宅等、それから施設介護の格差の是正という部分での改正というふうにお聞きをしておりますので、そのような認識で対応してまいりたいというふうに思います。

それから利用者負担の減免制度についてですけれども、情報が正確に入ってきてないということもございまして、今この時点でちょっと正確に見解をお示しするということはちょっとできないというふうに思いますので、ご理解をいただきたいとします。

ケアマネジャーの家事介護に関するケアプランを立ててもだめだという制限を加えるという話でございますけれども、これらについてもケアプランが制度にのっとった適正なものであれば、それに対しての制限を加えるということにはならないというふうに理解をしております。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 先ほどホテルコストあるいは食事代の関係で、格差是正という話が出ました。これずっと今まで、ここ過去何年間か、医療制度や介護保険制度。それから、この後をお尋ねしようと思っております障害者自立支援制度を、これらも同じような傾向で、例えば格差の是正だとか、それからなんと申しましょうか、要するに格差の是正と言いますかね。そういうようなことで、どんどんと一部負担が増やされるというような状況で今まで進められてきたと。詳しいこと私よくわかりませんが、財務省の「やまびこ政策」と言いますか、そういうふうに一般的に使われているそうなんですよね。要するに、一つ切り込まれるとどんどんそれがやまびこのように影響していく、広がっていくと。それで、その医療制度からはじまって福祉関係の予算がどんどん切り込まれると。あるいは、制度が後退すると。「やまびこの術」とか使われているそうなんですけれども、いずれにしても、介護を受ける受益者の立場からしますと、制度改正がかなり影響がある可能性のあるものになるのではないかなと、今回は、特に施設関係の介護は、これからお金がないと本当に施設に入れないという時代があまり遅くない時期にくるのかなと。そんなちょっと心配もしてるのですけれども、少なくとも人生の終えんは場合によったら施設で終わってもいいというふうに思ってる人の夢、夢と言いますか、希望と言いますかね。そういうものを砕かない町であってほしいなと思っておりますけれども、その点について最後に答弁をいただきたいと。

次に移りたいと思っております。障害者自立支援制度なのですけれども、この制度改正の要点と問題点。これについてどのように認識をしておられるかと。

2点目に、障害者自立に向けた支援と負担軽減の対策をどのように考えているのか伺いたいということで、先ほどの介護保険のことからすみません、これをお願いします。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいまのご質問と言いますか、ご意見の中でお年寄りと言いますか、介護を必要とする方が安心して生活でき、一生を終えていくようにというご意見でございました。このたびの制度の改正によりまして、今後、最終的にどのようなかまだ見えない部分がございますけれども、その基本に立った気持ちで、今後いろいろとあたってまいりたいというふうに考えてございます。ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 障害者自立支援制度について2点にわたるお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

まず、1点目の「制度改正の要点と問題点」とのお尋ねですが、現在国会で審議中の「障害者自立支援法案」は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとされたものであります。

具体的には、身体、知的、精神などの障害の種類によって法律ごとに分かれていた福祉サービスを、この法律により共通の給付等に関する事項について規定し、さらには障害のある方が「もっと働ける社会に」「公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化、明確化」「増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支えあう仕組みの強化」などをねらいとしております。

しかし一方では、平成15年度からはじまった支援費制度では、所得に応じた「応能負担」があったのに対し、新制度ではサービス利用量に応じた「定率負担」となり、利用者の費用負担が増えることも予想され、このことに対する批判も出されております。

こうした状況を受けて、「厚生労働省は利用者負担が障害者の家族にも及ぶ点について、条件付きで家族負担を免除する方針を固めた。」との報道もあり、まだ流動的な状況にあるものと考えております。

次に2点目の「障害者の自立に向けた支援と負担軽減等について」のお尋ねですが、この法律の背景には財政の窮迫があり、支援費制度が平成15年度に導入されて以来、利用が激増し多額の財源不足が生じているという事情もあり、こうした状況の中で利用者にとって一定の負担を求める制度改正が行われようとしております。

町が単独で利用者の負担軽減を図っていくことは難しいと思いますが、障害のある方の自立に向けた支援は必要と考えますので、国の動向などを見ながら対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） ほとんど時間ありませんので最後に申し上げたいのですが、介護保険制度にしても障害者自立支援制度についても、運用の仕方によってはずいぶん住民の受ける状況が変わるだろうと。そういう点から考えますと、この業務にあたる方は、もし自分が同じような障害を持ってたときにどうだろうと。そういう観点で考えて対応をぜひしてほしいなと思います。

戦後、福祉の3原則というのがあります。まず一つは、公的責任、それから無差別平等、それから必要十分と。これがどんどん今そのなし崩しにされているという状況の中で、1番やっぱり大事なその障害者の立場に立って、あるいはその介護を受けるものの立場に立って、行政を進めるといって忘れないで仕事に取り組んでほしいと。そのことを申し上げるとともに、もしお答えいただければお答えいただきたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 制度があったが効果なしということではだめだと思っておりますので、こうした制度がある以上、その制度にのっかって、本町に住む住民が十分その効果をいた

だけるような形にしっかり私どもとしては対応してまいらなければならないと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

1 番（田中與士信君） 終わります。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君の質問が終わりました。

ここで午後 2 時 1 0 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 0 2 分

再開 午後 2 時 1 1 分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次は 1 1 番、佐藤静基君の発言を許します。

佐藤静基君。

1 1 番（佐藤静基君） 私は平成 1 7 年度の行政の執行と、このほど示されました今年度の行政改革の取り組みについて質問をいたします。

なかなか何回か質問をしたのですが、質問の説明が今回は長くなりますけれども、これは私の質問の趣旨を十分ご理解いただきたいとの思いからでありますので、ご了承いただきたいと思います。

それから、ただいまの田中議員の質問の内容と事前な打ち合わせがしてないもので、重複する点があるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

自立の町として、厳しい町財政の中、各事業予算が決まり、新たな思いで各事業がスタートいたしました。事業の推進にあたっては、今まで以上に、町民と行政が一体となった協働作業による今後のまちづくりであり、その役割分担なくして進めることができ得ない、当然のことであります。この重要性も充分承知しているところでありますが、今年度の予算審査特別委員会や一般質問の中でも、自立の町としての大幅な予算の削減や事業廃止は、住民生活や地域活動に与える影響が大きいことを考え、町民に十分な説明をし、理解を求めて、そして意見を反映されることなど多くの意見や要望が出されました。さらに、健全な財政再建のため、今後も引き続き行政改革も行うよう求めてまいりました。町はこの期待に応え、平成 1 7 年度の行政改革の方針を策定し、削減目標を 1 億 3 , 7 0 0 万円と示されました。私はこの数字が達成されていくなれば、町民と痛みを共に感じながらも、何とか「自立の町の将来」にわずかな明るい光りが見えてくるものと期待するとともに、総体的には再建への意気込みを感じることができました。しかし、この示された各事業ごとの行政改革の予定項目を見ると、必ずしも町民側から見て、納得ができない、また、その思いが充分反映されていない内容もあることから、以下の件について伺いたいと思います。

1 点目として、老人福祉予算が大幅な減額、または廃止となったことから、特に恒例となっている敬老祭の内容が乏しくなると予想されるなどのことから一部では不参加という声まであり、このままでは敬老そのものの意義まで失われてしまうのではないかと懸念されるところであります。感謝と長寿を祝う催しの内容が、敬老の方々が納得のいかない、不満と失望の中での「敬老祭」では誠に残念であり、あまりにも寂しいと思います。

ぜひ関係する方々と内容を検討され、今まで同様の意義ある「敬老祭」になるようにと

願っていますが、見直しなどの考え方はないのか、お伺いしたいと思います。

2点目として、住民活動促進事業費の補助金についてであります。これは、町内会と実践会活動に対する補助金が、これも大幅に減額となり、各地域とも活動費の捻出に苦慮していると伺っていますが、これは自立するための厳しい町の財政状況がまだ充分説明されていないからではないでしょうか。町政への不満と不信感が広がっているように思います。今後、ますます町民と力をあわせた協働によるまちづくりを推進していく重要な時期に、この母体となる大切な組織との関係が、このような状況の中で協力体勢が保っていけるのか不安であります。

年度当初からできるだけ早い時期に新しい町のスタート、自立の町のスタートとして、「町民懇談会」を催して、「自立の町としての事業の取り組み方」、事業など取り組み方を話し合うよう多くの意見が出ていましたが、いまだ、その種に関係する会が実施されていないようですが、円滑な行政執行のため事業内容と予算計画を説明し、協力を求めるべきと思いますが、その点をお考えを伺いたい。

3番目に、行政改革の件でありますけれども、この行革の項目に、財政負担の大きい公園費と温水プールの運営費が含まれていませんがなぜなのか。これらの件については、先の予算審査や一般質問の中でも、執行者の考え方として、このまま経費をかけ続けることは現在の自治体運営の負担が重いと考えている。

今後、充分精査して、現状の財政運営では、この辺にも厳しくメスを入れていくという考えを示されましたが、その後の対策になんの変化も見られません。どのように検討されたのか、その内容やこの事業の考え方などを伺いたいと思います。

4点目として、今年の2月以降、輸入原油価格の高騰によりまして、各種の燃料が高値で推移中でありまして、このまま続いた場合、相当な経費増になってくると思いますが、今後、事業全体の予算計画や各種の事業に影響が出ることはないのか。

また、燃料関係の多い事業の見直しなどをどのように対応されるのか、そのお考えを伺いたいと思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま、町政執行と行政改革の取り組みについて、4点にわたりお尋ねをいただきました。

まず、1点目で敬老祭における飲食の廃止について、見直しの考えはないのかとお尋ねについてであります。議員もご承知のとおり、昨年までは会場のスポーツセンターにおいて、飲食を行いながら演芸などを楽しんでいたところでありますが、招待者の増加により、会場が手狭になったことに伴い、開催方法そのものをあと数年で見直さざるを得ない状況にあったことに加え、現下の厳しい財政状況なども考慮し、検討の結果、飲食を廃止することにいたしました。

このことにつきましては、先に老人クラブ連合会とも、ご相談をさせていただきましたが、その中でも飲食廃止の見直しについて、ご意見があり、検討をさせていただくこととしたところであります。

会場の関係もありますので、昨年と同様の開催はできませんが、飲み物やおつまみの提供をし、できる限り楽しんでいただけるような敬老祭にしたいと考えておりますので、ご

理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の財政状況に係る住民説明の必要性について、お答えいたします。

町の財政状況につきましては、昨年、開催した市町村合併問題に係る町民懇談会の中で、説明をさせていただきましたが、その後、結果として、当面は自立を目指した財政運営をせざるを得ないという状況から、今後、さらなる行政改革を推進していくことが必要となっております。

こうした状況については、各種補助団体や関係する組織等とも協議を行いながら、理解と協力を求めているところでありますが、今後は新たな財政推計を行ったうえで、町民懇談会や公民館事業などのあらゆる機会を活用し、町民の理解と協力を求めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の公園と温水プールに係る行政改革についてのお尋ねであります。昨年10月にお示してした行政改革方針の中に施設維持管理の見直しについての記述がありますが、個々施設名については、ご指摘のとおり表記しておりません。

しかしながら、公共施設の維持管理に係る経費削減は、公園や温水プールを含めたすべての施設について、抜本的な見直し作業を行っているところであり、取り組めるものから順次取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の原油価格高騰による事業への影響などに関するお尋ねであります。これについては、各種施設の経常経費である燃料費が高くなるわけであり、当然影響はございますが、何とか工夫をしながら施設全体の経費を圧縮し対応することを基本に考えております。

なお、燃料の値上がりについては、従前も同様であります。万一、予算不足を生じるような場合には、補正予算として提案させていただく場合もあろうかと思っておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 1点目の敬老祭の件でありますけれども、改めて申し上げるまでもなく概要を申し上げますと、現在、招待の対象となる75歳以上の方が970名程度と伺っております。うち出席される方は、例年ですと50%程度なのですが、この対象となる多くの方々はこの町で育ち、地域の中で共に働き暮らしてきた懐かしい思い出を共にする町内の仲間のみなさんと、その方々が年に一度の再会を楽しみにしているのが、町が主催する敬老祭だと思っております。

これには9月の収穫作業の最盛期に、地域では青年たちが1戸1戸自宅を周って車で送迎を行っています。そこには敬老者をいたわる大切な敬愛の精神、育んでもらいたいという地域活動の広く意味深い行事であります。このようにして行われる敬老祭が招待される方にとって心から喜んでいただけないような内容だとしたら、せっかくの敬老祭があまりにも寂しいというふうに思うからであります。

特に、今年から今答弁ありましたように、節約と削減の名のもとに、敬老祝い金580万円を全面廃止して、敬老祭の予算も前年度の半分以上の44万8,000円。大幅な削減の予算となりました。せめて、この意義にある敬老祭の趣旨をお考えていただいて、改めて事業内容と経費について、ぜひ、今できるだけ従来の形に近いというものを考えている。関係する代表の方、あるいは地元の方に伺いますと、やはり交流をする1時間か2時

間のお互いにより顔を合わせながら交流をするというのが、1番のやっぱり今申し上げました経緯の中から参加する方が楽しみにしているわけです。予算があれば、地域としても大きなお祭りとして敬老者を祝うことになっておりますので、ぜひ、それに行事にかかわる方々との催しものやら費用の件について、場合によっては、私は地域からそれなりの若干の負担金を出していただいて、お祝いするというのも一つの方法かと私は考えておりますので、弱者と私は言いませんけれども、先ほど田中議員のお話にありましたように、高齢者の人口が非常に高い、65歳以上でおそらく1,700人ぐらいになるでしょう。そういうことからして、極端な事業の削減というのは私はあまりにも平等と言いますか、そういった意味では残念だと思いますので、ぜひ一つただいまの答弁にいただきましたようなことをさらに深く掘り下げて、話によりますと担当者の方の説明だけで、これ以上は予算もどうもということでもかなり話された方は「冗談でないよ」と「小ばかにしている」なんてそういうことも言ってやったなんて、かなり何て言いますか、高いトーンで話してましたので、ぜひ一つまだ期間もありますからじっくり関係者と相談をし、従来の形になるように一つ取り組んでいただきたいと思います。

次に、2点目の住民活動費の補助金についてでありますけれども、先の町村合併問題では、町の将来を決める町民にとっては大変重要な問題であったわけですが、町民の中にはこのアンケートと言いますか、その結果を見て方向付けが決まった時点で、行政側の説明が十分でなかったのではという声もあったようではありますが、こうしてみますとなかなか行政の思いが町民の側には十分伝わっていないものだなと痛感いたしました。しかし、これからは自立する訓子府の町の将来は、なんといっても町政への理解と町民の協力がなければ、町政は成り立っていかない。先ほどの答弁でもございました。残念ながら今の区域をと言いますか、町中でいろいろな人に会う機会が多いのですが、その声を聞きますと、現状の町政の進め方を町民の側から見ますと、何か行政が一方的であり、町民との間に距離があるように感じてなりません。事業や補助金が決定し、それを報告や説明だけで終わるのではなく、多くの意見も聞いて可能なものは反映させるという対話の方法をとるべきと考えます。この度の町内会での補助金についてでありますけれども、削減の一方的な説明に終わったと伺っております。町の使い方は、町民の方に納得をしていくよう。そういう立場でないと、これから町民のための、町民主体のまちづくり協働への活力は生まれ育たないのではないのでしょうか。今の状況に私は不安を感じております。前回、定例会の一般質問で町長はこう答えております。町民の目線で、その事業や改革の妥協性を判断する必要があると。それには青空町長室や町内会・実践会長会議などに加えて、町民の意見を多く取り入れることができるような、何か組織づくりというもの考えてきたいというお考えが示されました。それはどのようなものか伺おうと思ったのですが、先ほどの田中議員の答弁の中に、その組織とは従来の組織代表、世代別に加えて、今後は一般公募の枠も加えて、一般の町民のオブザーバー的な立場で参加の幅を広げて、意見も広く聞くことにするので、このような形を取り組んでいきたいということですが、これは銀河線のバス転換のことを指して言ったと思うのですが、この新しい推計ができてから懇談会を行うというただいまの答弁がございました。これは一つどういう形で行おうということをお伺いしたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 敬老祭のお尋ねでございますが、できるだけ従来の形になるようにというお話でございますけれども、財政面もでございますけれども、もう一つには会場の問題もございまして、いずれこのままの形ではスポーツセンターでも開催できなくなるということございまして、見直しが必要ということになってございます。そういうようなことで、できるだけをお年寄りの方に楽しんでいただけるような形を考えてまいりたいというには考えておりますけれども、現状で昨年と同じような形で進めるのはちょっと難しいのかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いません。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 2点目でお尋ねいただきましたいろんな各種財政状況含めた住民への情報提供や意見協議の場をつくるということについてのお話でございますけれども、先ほど田中議員との質疑の中で総合計画の関係も話しましたし、あと行政報告の関連で銀河線のバス転換のこともお話ししました。

3月の定例会時もそうなのですけれども、前回、合併の問題の財政推計してから新しい状況というのがまだ生まれてきていけませんので、それが今年の7月上旬に新しい交付税の姿が見えてくると。これにつきましては、3月の議会でも申し上げましたとおり、最新の情報でつくったものを皆さんに提供しながら町民懇談会、あるいは実践会会長・町内会会長の会議もそうなのですけれども、従前にはない形でというお話をさせていただきました。今考えていますのは、先ほど言いました総合計画のところでは、各年代、各職域等で懇談会も設ける予定にしておりますし、そのほかに公民館講座で7月になりますけれども、財政問題についてのお話をさせていただこうかと思っております。そのほかに、できれば農閑期を想定しているのですけれども、全町的な町民懇談会というのを今後定例的にできればなというふうに考えております。いろんな手法、機会あるいは要請に応じて、こちらから出向き、積極的に財政状況等のPR等もしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 具体的に7月に交付税の内容ができてから、改めて総合計画間に合うかどうかわかりませんが、そういう中で懇談会を持ちたいということですが、目安としてはいつ頃の予定をしますか。農閑期というのは定期的だと思いますけれども、その計画ができて、交付税が決まって、推計ができて、その時点での時期はいつ頃になりますか。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 財政状況にかかる説明を含めた定例的なものにつきましては、できれば11月を目途にしたいと考えております。

もう一つ、総合計画の中でいろいろお話する機会が出てくるのですけれども、これにつきましては、ちょっと期間は多く見ております。これからアンケート調査とかいろいろやるものですから、その集計結果等を元にしながらの説明になりますので、10月から1月までの間で、各団体、年代等、職域等のそれぞれのグループとに分けた懇談会というのを考えてございます。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） なかなか一様にはいかない、そう簡単にはできないという事情もあることも承知してるつもりであります。

今これは答弁をいただかなくても結構なんですけど、町と一緒に行政を進めるという中で、たまたまそういうことがあったんだと思いますが、ある町内会会長さんから話がありまして、「このままでは協力ができないぞ」と。要するに、削減だけでその理由もなしでということは、非常に声は高くして言っておられました。そういう中で、私もそういう経過があったんですが、やっぱり実践会・町内会の大きな組織とうまくやっていくということが大原則で、事業を進めていくには大原則でして、その辺の関係がこういうところで言うことではありませんけれども、あまりギクシャクしていると同じ話し合いというよりも、感情が非常に高ぶっていると。今そんなような気がしてなりません。そのことも、ぜひ一つ頭の片隅において対応していただきたい。やはり行政の両人と言いながら、やっぱり行政側が積極的に出向いてお願いをすると。「町民のお金を預かって、役場で勝手に決めてこうだからそれはない」というのは、私はなんかわかるような気がするんです。

今日まで、この町は地域活動がその原動力となって、豊かな町として発展してきたと。しかし、今の町民感情のままでは、負担と不満が増すばかりでやがて地域活動が萎縮して、地域や活力を失ってしまうのではないかと。地域の活力がなくなってしまうのではないかと不安であります。町民ぐるみで一体となつての町政への取り組み、この重要性を再認識いただきたいと思います。

次に、3点目の行政改革の中で公園費と温水プールの運営費についてであります。はじめに温水プールについてであります。年間利用者が約3万4,000人。うち町外から、これ平成15年度ですけれども、過去の数字ずっとありますけど、トータルしますと50%以上が町外の方。この利用状況の中で、先の定例会で平成17年度の運営にあたっては、大会など、催し物の調整。維持管理費などの総合的に判断して、検討していくということでありましたけれども、いざ事業をスタートしてみますと、開館期間、使用料金、例年と何も変わっていない。どういう検討なされたのかお伺いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま温水プールにつきましてのご質問をいただきました。

3月の定例会における佐藤議員の一般質問に対しまして、お答えさせていただきました内容。さらには、3月定例会での予算審査特別委員会からの委員長申し入れ内容につきましては、十分踏まえさせていただきながら、今後の利用状況、または今佐藤議員がございましたように、各種大会の繰り上げ開催調整など。安全確保を前提とした運営体制を確保しながら関係機関、または団体等の意見もいただくなど、総合的に検討をさせていただきます。今後、平成17年度の今後の執行等も含めまして、先ほど町長からもお話がございましたように、準じ取り組めるものから取り組んでいこうというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、私どもの立場といたしましては、ご指摘のように多額の維持管理費が必要とする施設であるということは十分認識しながらも、施設の整備、設置した目的を損なうことなく、また町民、利用者の皆さんのニーズ等も大切にしながら、時代を担う子供たちの心身ともに健やかな成長はもちろんのこと、多くの町民の健康維持増進。健康づくりやただいまお話もございましたように、町外利用者というのが約半分ということになっております。

このような多い中での町の活性化等に向けて、より一層安全の確保を前提に愛されるプールを基本といたしました利用拡大策等に取り組んで、施設の投資効率を少しでも上げていくようなことで努めてまいりたいというふうに考えておりますので、その点につきましてご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） ただいまの答弁の中で、今後、運営していく中で内容を検討するということでありました。道新の記事に4月1日から11月31日まで、料金を今申し上げましたように、金額は申しませんが例年同様であると。前回の答弁の中では、今指摘しましたようなことを十分考慮すると。そうすると場合によっては、どこかの町村でありましたけれども、経費がかかるので利用状況からみて、午後からに開設を変更したと。ちょっと町は忘れましたが、これもひとつの方法だということも答弁をいただきました。そういうことを、例えば期間を短縮するとか、その意味で半日にするとか、そういう考えが具体的にどうするかを持っておられるのかというのが一つ。

それともう一つ、教育のことに触れましたけれども、団体利用者というのはおそらく学校か、少年団活動であると私は思いますが、これが8,000人という非常に大きなウエイトを占めているわけですが、この活動の期間というのはおそらく午前中もあるでしょうが、主に午後からが多いのではないかと。そうとするなら私は言いたいのは、先ほど申し上げましたけれども、町民のための財源。それをこれだけ高額な事業を北見の人が半分も来るのに、しかもそのメリットは何か。何がそこまでしてやらなければならないのかと。これに対して、当然私は全くすべてを否定はしませんが、現状の財源と町民の目線で今を見たときに、町民の方が住んで良かったという町なのか。町外の方にも来てもらうことも必要なのか。そして、買い物をしてもらうことも一つの町の潤いにもなる。言葉ではそうですけれども、ちょっと私がその時期ではないと、そのときではないと。これだけの経費、例えばですが、平成16年度の決算が出ておりませんし、予算書がちょっと変わりましたので調べることができなかったのですが、平成15年度の決算が出ております。所管事務調査でいただきました。それと平成17年度のプールの予算費用を見ますと、3.3%の増額です。ご承知のように、今年は改良工事費と言いますか、通常の何年に一度か工事費があって、130万円でしたかね。それも含めると約3,500万円かかるんです。これは長引く不況で仕事もなく、つましく生活を送っている状況の町民の状況の中で、ほかの事業より優先して進めるその必要性はどこにあるのか、もう1回ちょっと聞かせてください。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいまのご質問の中に使用料金の改定の関係でございますが、確かに3月定例会では使用料につきましては、町全体の使用料、手数料の見直しの中で、対応を考えていきたいと。これは該当するかどうかは別としまして、全体の中で考えていきたいということですので、これにつきましては、今後、総体的な中でいろいろと検討されていくものと考えているところでございます。

それから、開設期間につきましては、4月1日からスタートして町民PRする段階では、どうしてもそういうはじめと終わりの期間。一応予定の期間を当然入れて、町民にご理解をいただくということは、当然のことではないかなというふうに私は理解しています。そ

れで実は温水プールにつきましては、たまたま具体的にちょっと申し上げますと11月にスポーツ少年団の大会。少年少女の水泳大会だとか、それから、管内・全道的に一応順繰り順繰り周ってると言いますか、マスターズ水泳大会。シーズン最後が訓子府町というふうなことで、毎回250、260名の大人の方が来られて大会をやっているわけですが、その時期がすべてシーズンの終わり。11月に集中しているというふうなこともございまして、これらにつきましては、今後いろいろとその開催日程調整等ということで、先ほども申し上げましたが、そんな調整をさせていただきたいなというふうに考えております。非常にこの厳しい諸情勢の中で、それぞれの施設運営、非常に私ども教育関係施設、社会教育、体育施設関係で、どれが大切で、どれがこうあれなのかと。選択肢にかかわることではないかと思いますが、今後もいろいろ厳しい諸情勢であるということは、教育委員会の職員も十分認識しているところと考えておりますので、その点も含めて施設をつくった目的。これなんかを非常にそれはないがしろにするわけにてませんので、そこら辺も含めて、また町部局ともいろいろとご相談させていただきながら、対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 答弁漏れなのか、答弁がしようがないのかわかりませんが、答弁これだけです。いわゆる、なぜこれまでの予算を使っての事業を優先と言いますか、予算を増額してまでやらなければいけない理由を改めて聞かしてほしいと。それについてはないのですか。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） 大変失礼しました。予算につきまして、予算と言いますか、平成16年度と平成17年度の予算で申し上げますと、当初予算審議の中でも申し上げましたように、ウォータースライダーの平日の期間をなくして、そこで70、80万円、50、60万円かな。削減したというふうなお話もちょうとさせていただきましたが、そんなことでいろいろと総体的な中で、ここに具体的なこと申し上げられませんが、総体的な中でこの厳しさというのは、我々も十分認識しながら今後教育行政を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、そこら辺なんとかご理解を賜りたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 公園と温水プールについては、同じ科目でありますので、次に公園の維持管理費について、ちょっと伺いたいと思いますが、予算編成には町民生活に影響が少ないよう削減に配慮したという助役の説明が当初ございました。仕事が減って、収入も減り、毎日の生活に不安を感じている町民が、毎年総額で3,000万円経費のかかる公園で、噴水をながめて心が癒されるのでしょうか。福祉や地域の活動費の削減率に加えますと、説明では公園の補修だとか、管理の範囲が広がったからという説明もありました。それも承知しておりますが、削減率は3.6%です。福祉は60%。これは福祉を大事にする産業を育てる。そういう町の大事なことからみますと、私は今年の行政改革の項目にどうして加わらないのか理解できないのですよ。予算審査特別審議会でも、意見として出されたはずですが、これもなんの反映もされていない。ぜひ、行政改革の項目にきちっと。この間広報で見ましたが、数字は書いていませんから町民は理解できないのですが、私は今の状況を考えますと、公園はもう少し大胆に削減して余裕ができてから、あるいは

前回の一般質問で答弁をいただきましたが、町民が参加できる範囲の取り組みもして、私は予算を減らすべきだ。その方法として、1億3,700万円。この削減の仲間に加えるべきだと思いますがいかがでしょうか

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいま公園の維持管理に関連してのご質問がございました。

確かに行革の項目の中には、個々に明確に載ってございませぬけれども、今年の当初予算の編成時、昨年の暮から行っておりました編成時では、編成時から積み上げた予算の中身からいきますと、レクリエーション公園の維持管理だけ見ますと、昨年度よりも110万円ほどしか予算減になっておりませぬから、これ9%にしか満たないと。そういう状況にもありましたし、公園全体、いろんな公園がございまして、この公園全体を見ても総体的には7、8%ぐらいしか予算上では減額をしてございませぬでした。これは町長の方針でもありますように、各種公園をきちっと維持することに、管理することによって、心のよりどころになるという考え方もございまして、このような予算編集をしてございました。ただ、議員もご承知のとおり、4月1日に機構を改正いたしまして、公園緑地係を施設車両課に配置いたしまして、道路・公園等の一括管理ということで対応させていただきました。今回の質問にあたって、担当課にその効果という部分でいろいろ試算をしてもらったわけですが、レクリエーション公園に関連しては、この当初予算に対して実績、いろいろ直営できる部分も出てまいりましたので、レクリエーション公園に関連した部分では、500万円程度の削減になるのではないかと今予想をしておりますし、そのほかの公園も含めて年間で560万円ぐらいの減額が見込めるのではないかと報告をいただいております。そんなことで佐藤議員がおっしゃられるように、厳しい財政状況の中で有効にその税金を使わせていただくという努力をいろいろな形でさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 最後になりますけれども、4点目の最近の燃料の高騰におけるその対策についてであります。先日、町内5カ所の各スタンドを周って、前年同期と言いますのは、去年の5月と今年の5月の各種燃料の格差を聞いてまいりました。

平均しますと、次のような数字になります。軽油。これはA重油と同じ単価だそうですが、去年の5月で87円。17.1%値上がりの現在105円。それから灯油。すみません。間違えました。灯油の方がA重油と同じ価格ですね。軽油、それは間違いでした。灯油、A重油も同じ価格で、16年5月が46円。これは30.3%値上がりして、66円が平均する訓子府の価格であります。この価格を販売店では、どこまで続くのか見通しはどうなのでしょう。当然、今日の新聞にも大きく報道されていましたが、世界的なことで、増産はするけれども今精一杯やっているのも無理だろうという話ですから、おそらくこの辺の業者では全く見通しがつかないような話でしょう。そこで、ここで各事業、訓子府の町の予算のおおむね10万円以上の燃料を拾って集計してみますと、平成17年度は3,120万円。これが仮に30%の軽油が1年間続くとしますと、940万円。この増額予算となります。車両関係では、僕は軽油だと思うのですが、総額で1,612万7,000円。これも17.1%の増額ですから、値上がりですから275万8,000円。灯油と軽油を合わせますと1,200万円の経費増が予想されま

す。なぜ、こういうことを言うかという、ちなみに以前、何年前かちょっと私記憶ありませんが、オイルショックで高騰いたしました。業者の話によりますと、元の価格に戻るまで3年かかったというお話でした。これを単純計算しますと、いろいろこれは削れない部分も十分承知してます。学校関係だとか、これは無理でしょう。しかし、事業によっては今お話、前段で申し上げました事業費削減すると灯油を使っているわけですから年間800万円ぐらい温水プールは使っているのですが、こういうもの今教育長から答弁いただきましたように節約と工夫、全体の需要予算の増額につながりかねない大きな金額となりますので、高いからしょうがないでは、私はこれはちょっとあまりにも値上がり分が多すぎる。全体を見た中でこの高騰の分の対策というものをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいま大変重要なご意見をいただきました。この17年度の予算が既に執行されておりまして、今後のいろんな状況によっては、総体的な事業の中で、この燃料費に絡んだ予算不足というものが生じてくることも予想されます。さらに来年度の予算編成上、今年末に迎えるわけでございますけれども、その時点で、ただいまいろいろご意見をいただきました。全体的な予算の厳しい中で、バランスのとれた予算を編成するべく、皆さんともいろいろご協議をさせていただきながら、よりよい予算の編成、あるいは執行にあたってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 質問にはあげていませんけれども、通常の係る経常経費の中で、今国でもいろいろ環境だとか、省エネであげております。そのほかに総体的な事業の見直しの中で、ぜひ一つ目を向けてほしいのは光熱費があります。総額で7,500万円ぐらいかかっているのです。これは当然、電気だとか、噴水、いろんな水道が入るのですが、これぐらいは仕方ないというよりも、減らさなければならぬと、我慢しなければならぬということに一つしっかりと着眼してほしいと。これは小さな100万円、何十万円の予算を、60%、40%を削減されると大きいのですが、削減された方はショックは大きいのですが、金額は小さいのですね。やはり大きいものの1割と言いますと何百万円という金額になりますし、その辺も一つ、もう一度点検をしていただきたいと。

最後になりますけれども、厳しい町の財政状況、長引く経済不況、町民の生活も町政も今までとは違う、先の見えない異常な事態とも私は考えます。その対策には、異常とも思える大胆な改革も町民とともに実践する重要なときと私は考えております。私の1番考え方の好きな項目があるのですが、町長の基本理念です。町民と歩む3本の基本姿勢。今こそ心のかよう、わかりやすい町政、信頼される町政、町民の利益を大切する。この理念に熱い期待を寄せて、私の質問は終わります。

議長（柴田喜八君） はい。ここで20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時20分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次は12番、小林一甫君の発言を許します。

小林一甫君。

12番(小林一甫君) 今回はふるさと銀河線廃止後の処理の考え方と、動きについてということで、お伺いをしたいと思います。

前段で、ふるさと銀河線の廃止に伴うバス転換についての行政報告があり、何名かの議員が質問されておりますので、私の質問しようとする部分もかなりございましたので、再確認という意味も含めまして、通告に従いまして質問させていただきます。

ふるさと銀河線は、沿線住民の存続の願いも届かず、廃止が決定しました。いまだに、鉄路を残し、列車の走ることを希望する多くの人たちのいることを、町政にたずさわる者として、重く受け止めていかなければならないと思います。

ふるさと銀河線廃止後の処理の考え方と、決定後にいろいろと動きのあったように聞いておりますけれども、そのことも含めまして何点かについてお伺いをいたしたい。

まず1点目につきましては、廃止を決定したが、鉄路の撤去、各施設の解体、また利用方法等多くの課題が、これらの処理とこれから検討していかなければならぬ課題があると思いますけれども、町長はどのように考えているのかお伺いをいたしたい。

2つ目といたしましては、つい最近北海道運輸局が、道を交えた協議会が北見で開かれた中、別に鉄路を利用する事業者がいれば、残すこともやぶさかでないというような報道されておりますけれども、これはどういうことなのかお伺いをいたしたい。

3点目につきましては、バス転換に向けて本町では検討協議会が設置されますけれども、これは他の沿線町と連携をとって進めていくのか、訓子府町単独での協議会なのかお伺いをいたしたい。

4点目には、バス転換に向けての意向調査を行っておりますけれども、どのような結果が出ているのか。

また、いろいろとこれから問題も出てくると思いますけれども、住民説明会も必要と思いますけれども、実施の考えがあるのか伺いをいたしたい。

議長(柴田喜八君) 町長。

町長(深見定雄君) ただいま、ふるさと銀河線廃止後の処理の考え方と動きについて、4点のお尋ねをいただきました。

まず、1点目の鉄路撤去等の処理の考え方につきましては、本定例会冒頭に行政報告をさせていただいたとおり、今月5日に設置された「ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会」の中で、今後、具体的な協議を進めていくことにしておりますので、現時点で確定的なことは申し上げられませんが、私どもとしては、鉄道施設の撤去については、橋梁と踏切部分のほか、市街地など特に撤去が必要な部分にとどめるべきと考えております。

この撤去費用につきましては、経営安定化基金の第1基金を充てることが予定されておりますことから、少しでも多くの基金を残し、バス定期の差額助成や各種あと対策の財源として活用すべきものと考えております。

また、施設の利用方法につきましては、駅はバスの待合施設とすることが町民の皆さんの要望にかなうものと考えております。

なお、会社の精算事務につきましては、平成19年度いっぱいかかるものと思われまので、沿線の鉄道用地の活用方法については、鉄道事業の廃止後に検討されるものと考え

ます。

次に、2点目の新会社による鉄道事業継続にかかる報道についてのお尋ねではありますが、これにつきましては、今月10日に北見市で開催された「ふるさと銀河線代替交通確保協議会」の終了後に開催された記者会見を受けての報道であります。

北海道運輸局によりますと、新たに鉄道事業を行おうと会社と北海道ちほく高原鉄道株式会社の間で、仮に鉄道施設の使用に係る協議が整い、鉄道事業の譲渡または新設の認可申請があった場合には、鉄道事業中の可能性は否定できないという趣旨の発表を行ったところ、鉄道事業の継続に関する部分のみが大きく強調し、報道されたと聞いております。

協議会の中では、当面、バス転換の協議を行うことを確認しておりましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の訓子府町バス転換検討協議会についてのお尋ねではありますが、これについては、本町単独の取り組みであります。

この協議会において、意見集約したものを「ふるさと銀河線代替交通確保協議会」や「ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会」の場に意見反映していこうとするものであります。主に、町民に影響する路線や運行ダイヤのほか、バス利用者の安全対策等について、協議しようとするものであります。

次に、4点目として、町民から寄せられた意見・要望の内容と住民説明会の実施について、お尋ねをいただきました。

まず、意見要望の内容につきましては、バス停の安全対策、訓子府駅及び日ノ出駅のバス停新設、朝の通学バスの快速化、JR等の接続に配慮したバスの運行、高校行きの直通バスの運行など数多くの意見要望が出されております。

なお、この協議会は32名という多数の委員で構成していること。また、公開で行い、傍聴者については、オブザーバーとして発言の機会を保証していること。さらには、広報や新聞等を通じ、広く町民から意見・要望いただくシステムをとっていることから、ご意見のあった住民説明会については、この協議会が兼ねているとご理解いただきたいと存じます。

なお、このほか公民館の事業として、まちづくり講座や若返り学級の中でも説明を行い、広くご意見を聞かせていただくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ただいま何点かの質問に対してお答えをいただいたところでありますけれども、若干再質問をさせていただきたいと思っております。

今いろいろと現状が変わりつつあると言いますが、例えば一つには、知床を中心とする自然を世界遺産に登録というような形の中で、期待も込めているのですけれども、ふるさと銀河線の必要性がかなり強まったのではないかなというような私は考えを持っておりますけれども、私は今でもふるさと銀河線を存続させるというような考え方は捨てざるを得ないと言いますが、心の中に重く占めている部分があります。そうした意味合いもありますし、またいろんな事業を取り入れるというような人たちも出てきておりますので、できれば先ほど答弁の中で市街地だけを鉄路撤去するというような考え方が言われましたけれども、これから例えば3年先まで鉄路を残しておく、19年度まで鉄路は残すというような考え方だと思っておりますけれども、その中でそういう新たな取り組む事業者が出てこなければ

ば、その時点で改めて考え方を決めてもいいのかなというようなことでありますけれども、3年間、4年間の間で銀河線を利用したいというものが出てくる可能性もありますので、できればその期間だけは残していただきたいというような感じを持っております。

それと跡地利用につきましては、昨年、今跡地利用と言いませんけれども、敷地は利用させていただいている方に対して、もしも土地を売却するときに、その購入希望があるのかどうかというような意向調査とっておりますけれども、町のほうに報告があったのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

それとバス転換に向けてでありますけれども、今誰もが不安に思っているのは、民間の経営であるということに対して、非常に不安を持っているところであります。利用者が少なければ利用料金を上げざるを得ないというようなことが、本当に目に見える部分でありますので、その辺とあと経営側非常に苦しくなれば、廃止もあり得るのではないかなというようなことを考えるときに、できれば道の経営という形の中で、道がこの区間をバス運用していただければ、利用する人も非常に安心できますけれども、今の時点でこのまま民間で全部委託してしまうと非常に不安な部分が多く出てくるのではないかなというような気がいたします。そういうような考え方はされたのかどうか、その辺もお聞かせをいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま3点にわたりまして、お尋ねをいただきました。

まず1点目の鉄道施設を3年先まで残して、それまでに廃止も含めて考えたらどうかというお尋ねだったんですけれども、今回、会社としての廃止を決定して、北海道運輸局主体によるバス転換の協議がはじまったところなのですけれども、これにつきましては実際にバス転換になった場合に、バスの台数が相当必要になると。既存のバスとの調整終わってませんからなんとも言えませんけれども、単純に今銀河線のお客様をそのままバスに移行するとした場合には、18台のバスが新たに必要になるというようなお話もございます。既存バスとの関係で調整しますと、若干減ることはあるかと思っておりますけれども、そうした意味では、少なくとも今年の11月には業者さんを決めて運行会社を決めて、バスの発注しなければいけないと。バス会社の方では製造に5ヵ月ほどかかると言っていますから、逆算しますと11月上旬というのがギリギリのラインになります。そこでどんどんバスの発注関係、あるいは運行の変更申請等を認可等の申請をやっていきますので、それから改めてまた銀河線が走るということになりますと大変な混乱を招くということになるかと思っております。

先に、今年度の会社の収支の状況等を見ますと、営業収入が1億9,700万円と。かかった費用が5億5,400万円と。赤字額としましては、3億3,500万円というふうになっています。これは営業収入も赤字額もそれぞれ減ってきておりますけれども、もっと大変なのが運輸実績。実際にお客様をどれだけ運んだかということになるかと思っております。運輸実績を見ますと、16年度は45万2,165人まで落ちてます。昨年は49万5,945人ですから、このままの勢いで行きますと経営的にはなかなか難しい状況になっているのかなというふうに思っております。

それと2つ目の跡地利用にからみまして、借地の購入規模のとりまとめの結果なのですけれども、今手元に書類を持ってきていませんので、詳細申し上げられないんですけれど

も、一定面積以上のものについて、会社の方から取締役会の席上でご報告がございました。小規模のものについての報告は残念ながらございませんでしたので、今お答えすることができませんことをご了解いただきたいと思います。

それと3点目の民間バスになるわけですので、当然将来的には運賃値上げですとか、経営状況によっては撤退という場合もあり得ないということはないと思います。そうならないようにバスの定期差額助成だとかということをやっいてこうということで、沿線の協議は進みつつありますけれども、まだ具体的な結論は出ておりませんが、そういった面で協議を進めていこうとしているところですけども、道営バスにつきましては、道の方としては今のところ考えてないようでございます。道営バスにつきましては、北海道としましては第1基金。先ほど48億7,700万円の75%を道が拠出してるというお話させていただきましたが、そういったものを活用していくことが、北海道としてはもう限界だというようなニュアンスのことを北海道の担当者の方が申しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ただいま答えをいただきましたけれども、まだまだ期待が残っている部分があります。正直言って、今までの思いが頭から離れないということがございまして、合併で町名の部分で町民の方が非常にこだわったというようなことで同じような、私も銀河線に対してはこだわっている一人であります。できれば存続が本当の私の希望ではありますけれども、いろんな報告なり資料を見ても非常に難しいというようなことであります。何とか自分なりに納得しようと思ってる部分ですけども、納得しきれないと。そういう思いを持っている議員もいるということ、協議会の中でお話をさせていただきたいというような考えを持っております。それと道営のバス運行というものは、期待性がないというようなことであります。できれば道営のバス運行であれば、我々はもちろん、町民の方も納得していただける部分、また安心していただける部分もあるかと思っております。ぜひとも、そういうふうにご協議会の中でお話をさせていただきたいというようなことを考えております。それとバスの18台と言うのは全区間ですか。池田から北見までの区間なのか、その辺質問させていただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま前段、道営バスの運行に関しましてのご意見がございました。実は、このふるさと銀河線と並行して、路線バスが走っております。北見間につきましては北見バス。十勝方面につきましては、十勝バスと一部拓殖バスというのが走っております。そして、民間路線との関係がございまして、そうした面で考えますと道営バスというのは、非常にハードルが高いかなということが言えるかと思います。

それと次のバス18台の関係なのですが、これは北見 池田間。一部帯広まで乗り入れしていますけれども、その運営実績をもとに計算すると、そのままバス転換すると18台が必要だということでございます。ですから先ほど言いましたように、既存の路線バス等の調整などをしますと、これはまだ圧縮されてくる、台数は減ってくるというふうに思います。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） 道営のバスは非常に先ほども申し上げましたけど、難しいとい

うようなことで、もう申し上げたのではなくて言われましたけれども、非常に難しいということでもありますので、期待を込めて協議会の中で、こういうことも言っていた人もいたということをお願いしたいなというような考えを持っております。

それと18台は、その時間的にかなりの台数が必要だと思うのですが、その辺の部分については、例えば通勤通学の時間帯、朝の部分については、この18台というのは非常に少ないですね。訓子府だけでも何台も必要だと思いますけれども、その辺の部分はこれから協議会の中での論議であると思いますけれども、単純に計算してこのどのぐらいに試算しているのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

あと住民説明会は検討協議会の中で、オブザーバーとして広く町民の意見をいただくということでもありますので、私もそのほうがいろんな意見を頂戴できるのかなと思っておりますけれども、なるべくならやはり会場に来られない人もおりますので、各町内会からの要望、または実践会からの要望があれば、いつでも出て行きますよというようなことをやはり町の方からお願いしたいなというような考えを持っております。その辺はどうか、その辺をやぶさかでないのか、お伺いをして次に進みたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） まず、最初にご質問ありました18台の関係ですけれども、これ会社の方で、北海道の方で示した数字なのですけれども、あくまでもアバウトだということで理解をいただきたいと思います。バスの初期投資につきましては、10億円というような試算が出てございます。そのうちバス車両18台。1台当たり約3,000万円としまして、5億4,000万円。実際には3,000万円もしません。2,600万円ぐらいの1台ですね。2,600万円ぐらいの価格になるかと思っておりますけれども、試算上は5億4,000万円。それと車庫、待機施設等に4億1,000万円。そのほかバス停、あるいは運転手の休憩設備、業務連絡用の乗用車。これは4台程度と。それと無線中継所3カ所と。こういったものを合わせて4,400万円と。合わせておおむね10億円というような試算が示されております。

それと、2点目の住民説明会ばかりでなくて、地域などからの要望により出向いてはというお尋ねでございます。これにつきましては、協議会そのものも3回ほどは実施することになるかと思っております。中間報告につきましても、広報等を通じて当然PRをしていく所存でございますし、要望があれば町の方からも、私からも出向いて説明もしながら、また広く意見を聞いていきたいと思っております。機会をみまして、またPRのほうをさせていただきます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） 次に、住民基本台帳ネットワークに対する今後の対応、対策についてということで、何点かお伺いをいたしたいと思います。

プライバシーが大事か、住基ネットによる行政の効率化を最優先させるのが大事なのかと、地裁で判決が出るほどの問題となっておりますのが、今の住民基本台帳ネットワークシステムであります。

閲覧で得た個人情報を悪用する犯罪が増加し、個人情報保護を求める声が多くなっておりますけれども、本町での今後の対応、対策についてお伺いをいたしたい。

1つ目は、本町の住基ネットの利用者は、非常に少ないとのことでもあります。経費がか

かりすぎて、単純に経費に対して件数で割ると1件つき100万円近くなります。今の町財政から見ると非常に負担が大きいということでもあります。

国の施策だから取りやめは難しいと思いますが、いまだに住基ネットに入っていない町もあるというようなことも聞いております。そのことから、できれば住基ネットから離脱する方法、また一時休止という形をとることも行革の一つの方法であると考えますけれども、所見をお伺いをいたしたい。

2つ目といたしまして、住基ネットの不正アクセスが問題になっておりますけれども、本町の場合は不正アクセスがあった場合、どのように判断されるのか、また、不正アクセスした者の記録を残せる対策はしているのか。

それと、今までに本町の住基ネットに不正アクセスしてきた者がいるのかいないのかお伺いをいたしたい。

議長（柴田喜八君） ここでちょっとお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。今、小林議員の質問が終わるまで、もし時間内に終わればいいけれども、いくらかでも4時オーバーするという事になれば、終わるまで延長したいということですが。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） それでは異議なしと認めます。

はい。町長。

町長（深見定雄君） ただいま、住民基本台帳ネットワーク事業についての、ご質問をいただきました。

まず、1点目の経費の負担が多いことから離脱または一時休止できないかとのお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、新聞報道等でも住基カード発行件数と予算とを比較しまして、一人当たりの負担額が大きいとの報道がなされておりますが、住民基本台帳ネットワーク事業につきましては、住基カードのみの事業ではなく、現在は国または道の機関が本人確認情報として活用しており、将来は264の事務に利用できるものであります。

また、自治体としてのメリットとしましては、住民異動に伴う市町村間の事務の効率化、国民年金の対象者報告が不要になるなど、事務処理の効率化が図られております。

住民のメリットとしましては、全国どこの市町村でも住民票の交付が受けられますし、年金の裁定請求、パスポートの申請や国家試験の更新時などには住民票の添付が不要となっておりますし、恩給受給権の調査が簡素化されるなど、多くのメリットがあります。

さらに、この事業につきましては、制度導入時に機器のリース料も含めて、地方交付税措置がなされている事業でもありますので、現時点では、離脱あるいは一時休止する考えはありませんので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、2点目の不正アクセスについてのお尋ねですが、住基ネットは専用回線の利用、侵入検地装置によりまして不正侵入を防止しており、通信相手のコンピューターの正当性を確認してから通信行うなどの対策が講じられており、一般の方がアクセスできないシステムとなっておりますので、これまで訓子府町はもとより、全国的にも不正アクセスが発生した事例はございません。

万が一、不正アクセスが判明した場合の対応につきましては、国・道・市町村及び指定情報処理機関は、相互に連絡調整を図り、被害拡大防止をするための必要な措置を講ずる

こととなっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ただいまのご答弁をいただきましたけれども、再質問をさせていただきたいと思います。離脱はできないということでありますけれども、個人的に離脱する部分については、判断違うと思うのですけれども、地裁では金沢と名古屋ですか、2つの判例がありますけれども、片方は違憲であるということでありまして、どちらが正しいのか、ちょっとその辺はやぶさかでないと思いますけれども、例えば個人的に離脱が可能であるというようなことで、全町民が離脱をした場合は町としてはどのような考えを持つのか、その辺考えたことがあるのか、そんなバカらしいこと考えたことがないのか、その辺の考え方を伺いをいたしたい。

それと先ほど答弁の中で、不正アクセスは絶対ないというようなことを言われておりますけれども、ただ地元でわからないだけであって、不正アクセスがされているのかというような部分があるのではないかと思いますけれども、今のその何て言いますか、情報収集につきましては、我々が考えている以上にその部分に知能発達した方がおられますので、絶対大丈夫だと言っても、あとで入られていたというようなことが往々にしてあります。アメリカのペンタゴンでさえ入るハッカーがおりますので、もうこの住基ネットぐらい簡単なものはないのではないかなという気はいたしますので、その辺もまた十分考慮に入れて事故のないようにしていただきたいと。その対策はということで質問したわけでありますけれども、ないということでありますので、たぶんないだろうと私は思っております。その辺もあわせて、もう一度対策なり考え方を伺いさせていただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） ただいま2点ほどのご質問いただきました。

1点目のご質問につきましては、今非常に住基ネットの訴訟が新聞報道されているというような状況がありますし、その判例につきましても、2分するというような状況が実際にごさいます。ご質問の趣旨につきましては、全町民が離脱するという考え方に立てばという話だろうと思えますけど、想定はしたことはございませんけれども、そういうケースが実際に、今後発生するかどうかというのはちょっとなんとも言えませんので、今、現時点ではちょっとお答えしにくい部分でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目の不正アクセスの関係でございますけれども、非常に最近いろんな形での不正アクセスの問題が発生しておりますけれども、この住基ネットにつきましては、いわゆる専用の回線を使っているということから、非常に入りにくい制度になっているというふうに私どももお聞きしているところであります。そういう意味から全国的にまだ不正アクセスの発生したケースがないという報告を受けているところでございます。例えばですけど、万が一ということが絶対ないわけではないわけでありまして、もしそういう状況が判明した場合には、即、国・道・市町村間の連絡調整によりまして、いわゆる住基ネットを一時差し止めるとかという対策を講ずるようなことでの対策を今検討してというよりも、今そういう方向で対応するというふうにお聞きをしているところでございます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） 住基ネットの利用の部分でございますけれども、国民年金等をさらにはパスポート。いろんな部分の利用方法があるということであります。将来的には

264件ですか。そのぐらいの利用方法が、今後出てくるということでありまして、今ある部分って言いますか、仮にパスポート一つにとっても、住民票だけで簡単に何か取れるようなことを言われましたけれども、そういうものなのか。今年一度も取ったことはございませんので、その辺のことと、あと具体的にここはこの部分は取れますよというようなものがあれば、何点が具体的に示していただきたいと思います。住基ネットにつきましては、非常にお金がかかるということで、いろんな方とお話をする中でも必要でないのか。不必要だということでお話を聞きますけれども、国の施策からどうしても止めることができないということでありまして、そうなれば個人で離脱して住基ネットを止めるようなそういうような考え方になっていくのかなというようにあります。また情報の漏れにつきましては、いろんな連携の中で絶対あり得ないというようなことが強調されております。万が一ということも言われましたけども、今の段階で絶対あり得ないということであろうと思います。ぜひとも、その辺は肝に銘じて、事故のないように運用をしていただきたいなと思います。最後にその辺をお聞きいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） ただいま2点ほどのご質問をいただきました。

住基ネットのいわゆるその具体的に、今利用できるものということのご質問がございました。住基カードというのは、議員もご存知のとおり町民では7名しか発行はしてございませんけれども、実際に身分証明書を持っていれば、全国どこへ行ってでも住民票の交付を受けることができるという制度になっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、住基カードを持っている方につきましては、例えば金融機関のあるいはいろんな所での本人の身分証明としても活用できるということで、公的に発行された証明書ということで、そういう利用の仕方でもできるということでご理解をいただきたいと思えます。

それから具体的に、パスポート、あるいは年金請求等で住民票を実際には添付をしなければならないということですから、本人が住民票の要するに交付手数料を払って添付をするということになりますから、それが省かれるということは、本人の負担も減少するということになるかと思えますので、その辺もご理解をいただければというふうに思えます。

それから、最後の質問でございますけれども、議員ご指摘のとおり事故のないように対応してきたいというふうに思っておりますし、本町の対応につきましても、担当課の2名の方しか、この住基ネットワークに対応できないという、町の場合はそういう対応してるということでございます。その辺も含めて、今後、事故のないように対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） 以上で終わります。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君の質問が終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

明日は午前10時からです。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時05分